#### 3月25日

○議長(湯之原一郎君) これから本日の会議を開きます。

(午前10時00分開議)

○議長(湯之原一郎君) 会議は、お手元に配付してあります日程により議事を進めます。

## 〇議長 (湯之原一郎君)

日程第1、議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件 日程第2、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件 及び

日程第3、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件までの3案件を一括議題とします。

〇議長(湯之原一郎君) 総務常任委員長の報告を求めます。

### 〇総務常任委員長(神村次郎君) 登 壇

おはようございます。本日で最終日を迎えます。部長、課長の皆さん本当にご苦労さまでした。24 人の議員を相手にすごい精神労働だったと思いますが、これからは別段、形で姶良市政のために応援 をお願いしたいところです。

それでは、ただいま議題となりました議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件、 議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件及び議案第41号 上名辺地に係る 公共的施設の総合整備計画策定の件について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月5日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。 はじめに議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について報告します。

平成22年に議決された姶良市過疎地域自立促進計画の一部を変更するにあたり、議会の議決を求めるものです。

今回の変更は、新規就農者への奨励金を目的とした新規就農者支援事業及び企業の立地に対する補助を目的とした企業立地促進事業の追加、市道下久徳船津線、奥之宇都線及び柊野線、並びに林道松生良久線の事業内容の変更、蒲生弓道場改修工事のための弓道場整備事業の追加、蒲生のクスの保護を目的とした保護増殖事業を追加するものです。

特に報告するような質疑討論はありませんでした。

採決の結果、議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件については、全会一致で原 案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件と、議案第41号 上名辺地 に係る公共的施設の総合整備計画策定の件について、審査の経過と結果をあわせて報告します。

大字上名北山に位置する林道ウツラ線の舗装整備事業です。

現在未舗装で、雨水などにより路面が洗掘され、林材の搬出作業に苦慮しています。整備により、 生産意欲の向上、産業の活性化を図るものです。事業内容は、総延長3,351m、幅員4mで、山花地 区では平成28年度から29年度まで事業費1,870万円、また上名地区においては平成27年度から29年度まで事業費2,630万円の計画です。

事業実施にあたっては、辺地債が適用され、起債充当率100%、元利償還の80%が地方交付税の基準財政需要額に参入されます。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、この事業は、対策事業債で国から相当いい特別措置があるからやるのか。どうしても強い要望があって、費用対効果が完全に保証できるという角度からの事業なのか。

答弁、姶良市内の山林は既に伐期を迎えており、どうしても木を切り出さなければいけないという時期となっています。そのためできるだけでき得るものはしていきたいと考えていましたが、なかなか林道に国の補助がつくというケースは少ないため、国庫補助金と県補助金の適用を受けられることになったことを機会に、辺地債を使いながら整備を進めれば、今後の林業事業にも役に立つのではないかと考えています。

質疑、県内産の材木の有効利用のためには、こういった道路の整備はこれから大事になってくるのではないかと思う。これは、林務のほうから要請があったのか、農道関係もこれから出てくるのではないか。

答弁、企画サイドとしては、実施計画作成の窓口となっていますので、各課の事業のあり方については理解をしながら進めていかなければならないと考えています。今回のウツラ線の整備についても、 伐期を迎えている山林の伐採を容易に進める手法の一環だということで説明を受けていますし、それ を進めていかなければならないとの考えからこの作業を進めています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件と、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画策定の件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これで、総務常任委員長の報告を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑に入ります。質疑は1件ずつ行います。

まず、議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について質疑を行います。質疑ありませんか。

○21番(湯元秀誠君) 議案第39号の姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について、ただいま委員長の報告では、特に報告するような質疑討論はありませんでしたということである中で、質疑をするのもいかがなものかと思いますが、2点ほど、下久徳船津線の総延長に対する変更が今回出てるわけです。ちょっと長いです600mほどの追加です。今現在行われている工事の説明をいただいていらっしゃると思いますが、その中でおわかりならば、今回あと残された交差点までのところの距離を考えますと、あとその残りの600m追加、どこの位置に値するのか、説明で伺ってらっしゃったらそこを教えていただきたい。

それから奥之宇都線のトンネルの幅の問題ですが、今回縮小された、幅が狭くなった変更がなされてるわけですが、これの変更になった理由はお聞きされていれば、歩道関係が若干絡むのかなと思っ

ていたんですが、吉田から蒲生に高校生が通学するわけですけども、この歩道確保等の検討はこの中であったのか、もしそういう検討があったらお伺いいたします。

- ○総務常任委員長(神村次郎君) 今ありました、下久徳船津線、600mの追加ですが、それから宇都トンネルの幅員の縮小ですが、そこについての議論はしませんでした。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで、質疑を終わります。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 次に、議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件に ついて質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) まず、質疑に入る前に昨日の私の不適切な発言で、議会運営に大きな支障を来たしましたことにつき、議員の皆様、執行部の皆様方に深くおわびを申し上げます。また、私に指導助言をくださいました上村親議員に感謝いたします。

それでは質疑に入ります。

2ページ。質疑のところで県内産の材木の有効利用のためにはというくだりがございますが、これは、材木の種類は杉、ヒノキ等と考えますが、その利活用についての議論はなかったものか。

○総務常任委員長(神村次郎君) 総務常任委員会では、このウツラ線を全線飛野のほうから県民の森のほうに上がりました。山の様子を見てみると、杉、ヒノキ、それから雑木も結構ありましたが、切り出した材木も搬出をされているところがありました。一部は舗装をされている状況がございましたが、林材を積んでの搬出は大変だろうというふうに感じたところです。

林材の使用については、姶良市では新しくつくった小学校にも屋体に木材を使いましたけれども、 そういった木材の利用の仕方についての深い議論というのはしませんでしたが、委員の中ではそうい うことを認識をしながらの議論となったようです。

O議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件に ついて質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) 委員長降壇ください。

○議長(湯**之**原一郎君) これより議案処理に入ります。

議案処理につきましては、1件ずつ処理してまいります。

議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- O議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員 長の報告は原案可決です。議案第39号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第39号 姶良市過疎地域自立促進計画の一部変更の件は 委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件について 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第40号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立」
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第40号 山花辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件について 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第41号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立」
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第41号 上名辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定める件は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第4、議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 予算審査特別委員長の報告を求めます。

## 〇予算審査特別委員長(湯元秀誠君) 登

ただいま議題となりました議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算について、予算審査特別委員会における審査の経過と結果について報告いたします。

壇

この議案は、2月19日の本会議に上程され、3月4日開会の本会議で質疑の後、議長を除く23名の 委員で構成する予算審査特別委員会を設置して付託され、その後委員長等の選出が行われ、委員長に 私、湯元秀誠が、副委員長に新福愛子委員が選出されました。

続いて予算審査の進め方、要領について次のように決定しました。

予算審査の要領。予算審査の要領としては、それぞれの委員が属する常任委員会ごとに班を編成し、 各委員長が班長として審査にあたり、質疑、討論、採決を行います。

審査の日程は会期日程により、各班で随時審査を行い、3月23日に予算審査特別委員会を開き、班長はそれぞれの班における審査の経過と結果を報告し、その後、質疑、討論、採決の順で審査を終了することにしました。

各班の審査の範囲。各班の審査の範囲は、各常任委員会所管の範囲であります。

それでは、まず総務班所管の報告です。

議会事務局、議会費の主なものは議会職員人件費、議員報酬関係経費、研修事業費、議会広報事業費、会議録作成事業などの経費と、今年度新たに議会本会議場の議場システムを改修、更新する経費の計上です。

総務部、総務課。一般管理費は特別職及び職員の人件費のほか、職員研修費、職員福利厚生費、本 所出張所の関連経費、文化会館維持管理費及び姶良市誕生5周年記念事業費などに要する経費です。

主な歳入は、簡易郵便局取扱委託金、後期高齢者医療・広域連合事務局派遣職員人件費、派遣職員人件費などです。

秘書広報課。総務管理課一般管理費の秘書係の関連経費の主なものは、市長公用車運転手賃金、市 長交際費及び旅費の計上です。

文書広報費は、広報紙の発行、文書管理関係事業などの経費の計上です。

主な歳入は諸収入の総務雑入、広報紙有料広告掲載料などです。

財政課。財政管理費は予算及び決算の調整、税務会計システム管理事業、財務諸表作成に要する経費の計上です。

財産管理費は、姶良庁舎、普通財産、公用車などの維持管理に要する経費、公共施設マネジメント 計画など作成支援業務に要する経費の計上です。

主な歳入は地方交付税の普通交付税、財政調整基金繰入金、市債の臨時財政対策債などです。

危機管理課。交通安全対策費や、交通事故防止と安全施設整備や交通教育の普及促進など事故防止 対策を推進するための経費計上です。

防犯対策費は、市民の生活安全の確保と、防犯対策、通学路防犯灯設置にかかる費用の計上です。 災害対策費は防災行政無線の維持管理経費、避難所整備の経費や災害対策関連経費のほか、コミュニティFM整備のための経費の計上です。

歳入は、交通安全対策特別交付金などです。

行政改革推進課。行政改革推進課の主な業務内容は、行政改革大綱の実施計画及び定員適正化計画、 組織機構再編計画など各種計画の方針、進捗管理を行うとともに、第2次行政改革大綱の策定を進め ています。 歳出は行政改革推進委員会委員報酬、指定管理候補者選定など、委員会委員報償費の計上です。

税務課。税務総務費は、税務職員人件費、賦課徴収費は、固定資産評価業務や、市税申告時の課税 支援システムなどの賦課徴収に要する経費の計上です。

主な歳入は、個人及び法人市民税、固定資産税、軽自動車税の現年課税分などです。

収納管理課。賦課徴収費の主なものは、収納一般管理費、収納強化対策事業、税務滞納事務、電算 管理事業の計上です。

主な経費は、県内外の滞納者への臨戸徴収、実態調査、差し押さえなどの旅費、滞納整理指導官の報酬、公売予定地の不動産鑑定手数料の計上です。

主な歳入は個人市民税の滞納繰越し分、固定資産税の滞納繰越し分などです。

工事監査課。工事監査費は一般管理費、職員人件費の計上です。

歳出の主なものは電子入札システム負担金です。

会計課。会計管理費は一般会計及び特別会計の収納事務、支払い事務、支出命令書の審査事務など に要する経費の計上です。

コンビニエンスストア収納手数料は昨年度より増額計上しています。

選挙管理委員会事務局。選挙費・選挙管理委員会費は、職員人件費、選挙管理委員の報酬、一般管理費の計上です。

選挙費は4月29日任期満了に伴う、県議会議員選挙の経費の計上です。

主な歳入は、県議会議員選挙、県委託金の計上です。

監査委員事務局。監査委員費は、例月現金出納検査、決算審査などの活動経費、職員人件費の計上です。

公平委員会事務局。公平委員会費は、委員の研修会費のほか、関連経費の計上です。

本年度は枕崎市で開催予定の、県公平委員会連合会総会・研修会への参加費の計上です。

企画部、企画政策課。企画政策課の主なものは、総合計画の策定、男女共同参画推進事業の関係経費、市政10周年記念に向けての市誌編纂事業、市政要覧策定事業、各種施策の立案・実施などの基礎資料となる統計調査や、平成27年度実施される国勢調査の調査員報酬など、関連経費の計上です。

主な歳入は、県支出金、統計調査委託金、地域づくり推進基金繰入金、過疎地域自立促進資金繰入金、市債などです。

地域政策課。地域政策課の主なものは、地域における公共交通を維持するための経費、地域コミュニティづくりの自治会活動や、校区コミュニティ協議会支援の経費の計上、空き家の有効利用を図るリフォーム支援事業の経費、JR九州の駅無人化に対応する駅舎活用対策事業に関する経費の計上です。

歳入の主なものは県支出金と、諸収入で、それぞれNPO関係の権限移譲交付金とJR駅舎の管理 委託料です。

商工観光課。商工振興費の主なものは、商工業者の育成振興を図るための商工会育成補助金、商工会育成資金補給補助金、企業育成、企業立地を進めるための必要な経費、ふるさとハローワーク関連費用、夏まつり補助金、特産品協会補助金、商店街活性化事業補助金の計上です。

観光費の主なものは、重富海水浴場の維持管理に要する経費、龍門滝周辺のほか、市内観光施設の維持管理に要する経費、蒲生観光交流センターなどの維持管理に要する経費、観光協会育成補助金、あいらびゅー号の運行に要する経費、花園寺跡の庭園復元に要する経費などの計上です。

情報政策課。情報政策課の主なものは、住民基本台帳、市税及び福祉などの各種電子計算システム 全般の安定、確実な運用により、住民サービスと事務効率の向上改善を図るとともに、システム並び に関連機器の維持管理に要する経費です。

また、平成28年1月から利用開始となる、社会保障・税番号制度システムに関する経費の計上です。 歳入は、国庫支出金、社会保障、税番号制度システム整備費補助金です。

蒲生総合支所、地域振興課。蒲生総合支所費は、職員人件費、行政連絡員関連経費、まつり補助金、一般管理費、庁舎維持管理費、公用車の集中管理、自治会活動支援、過疎地域ふれあい活性化などの事業に必要な経費の計上です。

掛橋坂整備事業は市道拡幅、河川付帯工事などの経費の計上です。

公衆浴場費は、蒲生地域振興課所管分として今年度からバイオマスボイラーを活用するくすの湯の維持管理に必要な経費の計上です。

主な歳入は総務管理使用料・くすの湯使用料、繰入金・過疎地域自立促進基金繰入金などです。

加治木総合支所地域振興課。加治木総合支所費は、地域振興課職員の人件費のほか、行政連絡員関連経費や、庁舎、公用車などの維持管理経費、かじき秋まつり実施への補助、龍門滝温泉は空調機設置工事の施工のほか維持管理経費の計上です。

主な歳入は、使用料及び手数料、市営駐車場使用料などです。

消防本部、常備消防費。常備消防費などは、市民の生命と財産を守るために必要な人件費、消防車、 救急車などにかかる維持管理経費、消防職員の各種研修経費並びに訓練塔新築工事費及び備品購入費、 消防通信システムデジタル化整備事業などの計上です。

主な歳入は、消防手数料、消防雑入、市債などです。

非常備消防費。非常備消防費は、一般管理事業、消防団員の報酬や出動経費などのほか、消防団施設の維持管理費、備品の購入費の計上です。

主な歳入は市債です。

以上が、総務班所管の報告です。

次に、文教厚生班所管の報告です。

市民生活部、市民課。窓口に関しては住民基本台帳法に基づく届け出、住民票の作成、写しの交付、 各種証明書の発行に関する事務、印鑑登録及び印鑑登録証明の交付、住民基本台帳カードの発行及び 公的認証サービスに関する事務にかかる経費を計上し、また自衛官募集に関する事務も行っています。

戸籍に関しては、戸籍システムを更新し、民法と戸籍法に基づき戸籍届け書の受理、審査、戸籍及び戸籍の附票の編製及び記録、消除を行い、法務局と連携を図りながら、戸籍記載の適切な処理を行うための経費を計上し、また出生・死亡、婚姻、離婚、死産の届け出に基づく人口動態に関する経費も計上しています。

市民相談に関しては、庁舎内外における各種相談の関連部署へ調整を行い、また消費生活センター 関係では、国の消費者、行政活性化事業を活用し、専門的な知識を有する相談員を配置し、市民から の消費生活に関する苦情相談に応じるための経費を計上しています。

また、県からの委託事業である、じんけんフェスタ i n あいら開催に要する経費を含む人権教育啓発活動に関する経費を計上しています。

保険年金課。国民年金事務費は国民年金事務担当職員の人件費及び年金行政を円滑に推進するため の事務費などを計上しています。 国民健康保険費は国民健康保険事業担当職員の人件費及び国民健康保険特別会計事業勘定への繰出金を中心に計上しています。

なお、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金には、法定外繰入金1億1,000万円を含んでいます。 後期高齢者医療費は、後期高齢者医療事業担当職員の人件費及び県後期高齢者医療広域連合へ拠出 する療養給付費負担金などや、後期高齢者医療特別会計への繰出金を計上しています。

診療所費は北山診療所の運営経費として国民健康保険特別会計施設勘定への繰出金を計上しています。

健康増進課。保健衛生総務費は、母子の健康支援、育児支援のための妊産婦・乳幼児健康診査事業 や育児など健康支援事業、不妊治療費助成事業、休日・夜間の救急医療を確保するための2次救急医 療施設運営事業、アイラリー事業を展開している健康づくりポイント制度事業などの経費を計上して います。

増額の理由は、マイナンバー制度に伴うシステム改修委託料、健康増進事業費から移行した健康管理システムの使用料、姶良市健康増進計画、健康あいら21の第2次計画策定のための事務委託料などによるものです。

なお、夜間初期救急医療体制づくりを推進するため、夜間初期救急医療推進事業を新たに設けています。予防費はレントゲン健診による結核の早期発見と、感染症予防のための結核健康診断事業、予防接種法に基づく疾病予防、蔓延予防のための予防接種事業の経費を計上しております。

健康増進事業費は、生活習慣病などの予防・早期発見、健康の保持・増進のため、各種がん検診や 健康相談、健康教室などの実施に要する経費を計上しています。

保健衛生施設費は、市民の健康づくりの拠点施設としての役割を果たす保健センターの維持管理に要する経費を計上しており、加治木保健センターの維持管理にかかる経費を加治木地域振興課から組み入れたため、若干の増額になっています。

生活環境課。合併処理浄化槽設置費補助事業は、平成27年度から水道事業部の下水道課に業務移管されることになっていますが、新年度では、新規分の減額やくみ取り便槽からの設置替えに伴う単独補助、また単独処理浄化槽とくみ取り便槽から合併浄化槽への設置替えに伴い、市内業者での設置について上乗せ補助を行う単独事業を行います。

住宅用太陽光発電設置補助事業では、昨年までは1kW当たり3万円、上限10万円までであった補助を、1kW当たり1万5,000円まで下げ、上限を5万円といたしました。

ごみ収集関係では、合併後、ごみ分別や、収集体制の統一に向け取り組んできましたが、平成26年度中から古着回収に着手し、古着の資源化によるごみの減量に取り組んでいます。

平成26年度は、姶良地区での資源物の収集方法について研究するため、平成26年度はモデル地区を 選定して、試験的に回収の回数や場所をふやし、可燃物や資源物の収集状況を調査しましたが、今後 アンケート結果を踏まえて、収集方法について研究を続けます。

環境施設課。火葬場費については、あいら斎場の運営及び維持管理に要する経費を計上し、また新 規事業のあいら斎場施設整備に要する経費を計上しています。

内訳としては、建築確認申請手数料、構造計算適合判定手数料、実施設計業務委託料、火葬炉選定業務委託料、火葬場整備測量設計業務委託料、都市計画決定手続支援業務委託料や、火葬場造成工事費を計上しています。

塵芥処理費について、長期包括運営管理委託でSN環境テクノロジー株式会社に運営と維持管理を

委託している、一般廃棄物の焼却施設あいら清掃センター、し尿及びごみ処理施設から出る廃棄物の 埋め立て処理を行う、あいら最終処分場に要する経費を計上しています。

し尿処理費については、長期包括運営管理委託で、JFEエンジニアリング株式会社に運営及び維持管理を委託する予定のし尿、浄化槽汚泥などの処理を行うあいらクリーンセンターに要する経費を計上しております。

福祉部、長寿・障害福祉課。新規の取組みとして聴覚障がい者の方のコミュニケーション支援のため、長寿・障害福祉課の窓口に手話通訳者を配置する予定です。

高齢者福祉費は、新規の事業として、高齢者自身の健康づくりや社会参加、互助活動などに対し地域商品券などに交換可能なポイントを付与することで、介護予防の増進を図るとともに、地域包括ケアの推進を図るための高齢者元気度アップ地域包括ケア活性化事業に取り組みます。

社会福祉施設費は、高齢者福祉センターなどの維持管理事業が主な事業です。

介護保険費は介護保険事業担当職員の人件費及び介護保険特別会計(保険事業勘定、サービス事業 勘定)への繰出金を計上しています。

社会福祉課。社会福祉総務費の主な内容としては民生委員活動事業、社会福祉協議会運営補助、ボランティア活動支援事業補助事業などへの補助金のほか、臨時福祉給付金事業です。

そのほか、今年4月から施行される生活困窮者自立支援法に基づく、生活困窮者自立支援事業など の経費を計上しております。

生活保護総務費は、嘱託医に対する報酬及び事務費などの経費のほか、マイナンバー制度に伴うシステム改修委託料、生活保護面接相談員の賃金、被保護者就労支援事業などの経費を計上しています。

生活保護扶助費は、生活保護支給事業で、生活保護受給者及び帰国された中国残留邦人などに対する生活扶助、教育扶助、住宅扶助などにかかる経費を計上しています。

児童福祉課。児童福祉総務費の子育て世帯臨時特例給付金事業は、消費税引き上げによる子ども手当受給者世帯への臨時給付金を支給する事業で、平成26年度は対象児童1人につき1万円の支給でしたが、27年度は1人につき3,000円の支給になります。

母子父子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成事業と母子家庭自立支援給付事業が主な事業です。 児童措置費は、児童扶養手当給付事業と児童手当等給付事業の予算を計上しています。

児童福祉施設費は、子ども・子育て支援新制度が本年4月からスタートすることにより、幼稚園など認定こども園に移行し、認可保育所がふえたこと、3歳以上の子どもも利用できる施設として加治木保健センター内に親子つどいの広場を開設すること、大楠ちびっ子園保育事業にゼロ歳児、1歳児の定員をふやすための園舎を増築することなどにより、増額となっています。

教育部、教育総務課。教育総務課では、教育委員の報酬などや、職員人件費、小・中学校、幼稚園 及び教職員住宅の維持管理に関する経費、育英奨学金の貸与者選考のための育英理事会の経費の計上 をしています。

学校施設の整備については、建昌小の床リコーティング、北山小・重富小屋内運動場屋根補修、分離施設に伴う建昌小プレハブ校舎の解体による屋外トイレ設置、重富中松くい虫防除などを実施し、また加治木中の破損が著しい木製の机、椅子をスチール製品に取りかえるため、残り一、二年生、全ての机、椅子を変更します。

また、姶良地区の全ての学校に教職員用のパソコン導入を図るため、国の補助金を活用しての全教職員に対するパソコン配置のリース契約経費を計上しています。

学校教育課。学校教育課では昨年度から実施している中山教育振興基金を活用したスーパーサイエンス事業として、日本の化学界をリードする人材を育成する目的の東京での科学関係施設の研修や、化学に対する興味、関心を育むリーダー養成講座、市内の理科教師の協力のもと、楽しい実験体験のできる科学の祭典などを実施します。

また、教師の学習指導及び児童・生徒の学力向上の研究指定校事業、適応指導教室を開設しての不 登校児童・生徒の適応指導を行うスクーリングサポート推進事業、いじめ、不登校、児童虐待などの 問題行動に社会福祉士などの専門的な知識や、技術を有する方の支援を行うスクールソーシャルワー カー活用事業、年々増加傾向にある特別な支援を必要とする児童・生徒への支援員派遣事業及び理数・ 外国語教育推進事業などを引き続き実施します。

そのほか、遠距離通学の児童・生徒への通学補助、経済的な理由により就学困難と認められる場合の要保護及び準要保護世帯への就学支援費、幼稚園就園奨励費補助金などを計上してます。

なお、本年4月に開校する松原なぎさ小学校について、開校後の維持管理費を計上してます。

社会教育課。社会教育課では、青少年育成事業として富士登山に挑む姶良未来特使団事業、AIR Aふるさとチャレンジャー、ふるさと学寮、社会教育推進事業では、高齢者学級、女性学級、家庭教育学級による教育力の向上、地域と学校側との活動支援の調整を図るスクールサポートボランティアコーディネーター事業を実施します。

また、芸術文化振興事業として児童・生徒に優れた芸術鑑賞機会を提供する青少年芸術鑑賞事業、 姶良市立少年少女合唱団、姶良10号美術展、文化芸術祭、そして本年10月末に開催されます第30回 国民文化祭・かごしま2015における本市で開催します郷土芸能の祭典、歩き・み・ふれる歴史の道、 邦楽の祭典に関する補助金を計上しています。

公民館関係では、グラウンド照明機器の撤去工事費や空調機購入費を計上してます。

文化財関係では、文化財保護管理事業として市内史跡清掃業務委託及び太鼓踊りなどの市指定無形 民俗文化財活動団体への補助金、埋蔵文化財発掘調査事業では、姶良公民館駐車場整備事業における、 小倉畑遺跡等の遺物整理業務にかかる経費、国登録文化財の旧森山家住宅の保存整備を図るための耐 震診断を含む保存活用計画策定の設計委託料を計上しました。

このほか、社会教育施設の椋鳩十文学記念館、歴史民俗資料館、加治木郷土館、北山野外研修センター、スターランドAIRAの管理運営に関する経費、また蒲生ふるさと交流館、龍門陶芸・健康の里の指定管理料を計上しています。

保健体育課。保健体育課では、スポーツ推進委員の報酬をはじめ、生涯スポーツ市民講座、各種大会の運営に関する経費、全国大会など出場補助、体育協会などへの補助金及び総合運動公園、蒲生体育館などの指定管理料を計上しています。

また、姶良弓道場トイレを増築して、水洗トイレに改修する経費及び体育施設内の運動器具などの購入費を計上しています。

学校保健関係では、学校医などの報酬を初め、児童・生徒及び教職員の各種検診に必要な経費、就 学前の児童の健康診査費及び子どもたちの学校や通学路における安全確保を図るスクールガードリー ダー事業経費の計上と、学校体育関係では、小学校の水泳記録会・陸上記録会に要するバス借り上げ 料、並びに学校体育備品などの購入費を計上してます。

学校給食関係では、自校方式による給食調理従事員の人件費や、調理用備品の購入費、加治木学校 給食センター及び蒲生学校給食センターの維持管理費に加え、本年4月からの建昌小学校、松原なぎ さ小学校並びに建昌・帖佐幼稚園に給食を提供するため建設した小学校給食室別棟の維持管理費も計上しています。

図書館事務局。図書館では、中央図書館の平日の開館時間を加治木図書館、蒲生公民館図書室に合わせ、午前10時から午前9時に1時間早め、本年4月1日から実施しますが、勤務体制はシステムを変更して対応します。

なお、これまで以上に図書館システムを活用した生涯学習の拠点となる施設として中央図書館、加 治木図書館、蒲生公民館図書室の一体となった開かれた図書館、利用しやすい図書館づくりを推進し、 図書館の有効活用を図る移動図書館、巡回文庫、施設の維持管理などの経費を計上しています。

以上が、文教厚生班所管の報告です。

次に、産業建設班所管の報告です。

農業委員会。農業委員会費は、農業委員会費補助事業、農業者年金業務委託事業、機構集積支援事業の3つの事業に要する経費の計上です。

事業ごとの歳出の主なものは、農業委員会費補助事業で農業委員の報酬27人分と職員人件費6人分の給料・職員手当等・共済費及び事務費などの経常経費の計上です。

農業者年金業務委託事業は、農業者年金の加入促進や、会員の交流に必要な経費と農業者年金受給者会補助金に係る経費の計上です。

機構集積支援事業は、農地中間管理機構による農地集積・集約化を支援するための基礎業務として 農地の利用状況と、遊休農地所有者の利用意向調査など遊休農地の未然防止と解消を図るために必要 な経費の計上です。

これらの財源は県支出金、手数料、諸収入、一般財源です。

農林水産部、農政課。農業者の育成対策や農業経営の構造改善を推進するための農政コーディネーターの設置、生産条件の不利な地域の農地有効利用を図る中山間地域等直接支払交付金事業、集落営農組織への誘導を図る市農業再生協議会への補助金、水田・畑作作物の振興と、経営所得安定対策制度のさらなる拡充を目指す、米生産調整推進事業、農業関連施設16施設の維持管理・改修に必要な経費などの計上です。

また国の進める青年就農給付金交付事業や市単独の新規就農者支援事業、地域農業を支える認定農業者に特化した支援を行う認定農業者支援事業、環境保全型農業に積極的に取り組む農業者を支援する環境保全型農業直接支払交付金事業、地域ぐるみで取り組む鳥獣害被害防止対策事業、農業の理解の向上や市民間交流の場を提供する市民農園維持管理事業、農林水産物の生産から加工、販売までの一体的な創造を目指す6次産業促進事業などの必要経費の計上です。

また、畜産業費は、家畜の導入を図るための畜産振興資金利子補給事業と優良牛導入保留事業補助金、全般的な振興を図るための畜産活性化事業補助金、家畜改良増殖を図るための畜産共進会などの経費の計上です。

また、家畜防疫対策につきましては、関係機関と連携をとり、徹底した防疫対策に努めます。

新規事業として、農地の有効利用や、農業経営の効率化を進める担い手農家への農地の集積・集約を推進する農地中間管理機構業務委託事業、飼料畑造成と牛舎整備を行う畜産基盤再編総合整備事業の負担金の計上です。

耕地課。農地の環境整備のために国や県の事業などを導入し、地域の実情や、事業の優先度を考慮した事業導入の推進が必要です。そのため、中山間地域総合整備事業、県営農村振興総合整備事業、

県営用排水施設整備事業、多面的機能支払交付金事業、竹山ダムのアオコ発生に伴う水質保全対策の 県営地域用水環境整備事業などの実施のための経費の計上です。

そのほか、市単独湿田対策事業、農道及び農業用施設整備事業に要する経費の計上です。

県営の新規事業として米丸地区パイプライン化に向けての農業競争力強化基盤整備事業の負担金、 そのほか、県営の委託調査として農村地域防災減災事業、用排水路の機能診断を行う農業水利施設保 全合理化事業の実施、用排水路維持管理事業水利施設であるため池のハザードマップを作成をする震 災対策農業水利施設整備事業の経費の計上です。

現年耕地災害復旧費は、災害発生時の応急復旧費経費の計上です。

林務水産課。環境保全のためには、森林整備を推進するとともに、公共施設を初め、各種施設の新設・改修や木質バイオマスの原料に地元木材の利用促進を推進する必要があります。

林業費は、有害鳥獣捕獲経費、森林整備地域活動支援交付金、間伐等森林環境整備事業、森林整備・ 林業木材産業活性化推進事業の経費、林道などの整備管理に必要な経費、集会施設や公園施設の維持 管理費及びさえずりの森の管理運営費の経費、竹材出荷の補助を含めた竹林整備の推進経費の計上で す。

水産業費は各種団体の負担金及び漁礁設置などの漁場の整備、アサリ・アオサ海苔養殖などの実証 化のための経費の計上です。

漁港管理費は重富漁港及び交流広場なぎさ公園あいらなどの維持管理に必要な経費の計上です。 現年林道災害復旧費は、災害発生時の応急復旧経費の計上です。

歳入の主なものとしては、農林水産使用料、農林水産業費国庫補助金、農林水産業費県補助金、農 林水産雑入、農林水産業債などです。

建設部、土木課。土木課では、平成27年度当初予算は、施政方針に基づき、姶良駅前通り線や岩原本通線など4路線や、過疎対策事業により下久徳・船津線など2路線、一般単独道路整備事業により、森・船津線など5路線及び一般単独道路維持整備事業により、重富小学校前通り線など2路線で道路改良工事を行い、継続して市道整備を推進します。

また、地方改善施設整備事業は富士団地8号線など2路線で排水路の改良を行い、地域の生活環境 の改善に努めます。

橋梁維持整備事業では、橋梁長寿命化修繕計画により、川畑橋の橋梁補修費で、橋梁の長寿命化を 推進します。

さらに県央の交通ネットワーク拠点都市として、国道や県道の新設改良及び維持管理事業が促進されるよう、引き続き要望活動を行います。

用地課。用地課では、各部の事業に必要な用地の取得や、物件移転補償などの早期契約に努め、事業の推進を図ります。

都市計画課。都市計画課の公園維持管理事業では、市民が憩い、また遊びを楽しむための場として の公園維持管理を行います。

また地域住民に憩いと交流の場を提供する身近な公園として、須崎公園の整備のための経費を計上しました。

街路事業では、社会資本整備総合交付金事業により、市街地の骨格となる都市計画街路森山線と松原線の整備を推進します。

都市計画区域や用途地域の変更及び長期未着手都市計画道路の見直し事業の経費を計上し、地域の

景観確保や健全な発展と都市空間の秩序ある整備を推進します。

建築住宅課。建築住宅課の公営住宅建設事業では、住宅の効率的かつ円滑な更新を図るため、住宅の解体工事費を計上し、新富住宅建替を推進します。

山田小・中学校の児童・生徒の確保と、地域の活性化などに対応するため、建設中の山田地区借上型市営住宅は7月に完成し、入居は8月中旬からとなる予定です。

水道事業部。簡易水道事業費は、水道事業部施設課簡易水道係の職員2人の人件費及び簡易水道事業特別会計への繰出金の計上です。

下水処理費は水道事業部下水道課の職員2人の人件費及び農業集落排水特別会計への繰出金の計上です。

以上が、産業建設班の所管の報告です。

各班長より報告のあった事項について要約して報告いたしましたが、審査段階において委員全員で再審査するべきと判断しました校区コミュニティ協議会支援事業、JR駅舎活用対策事業、夜間初期 救急医療推進事業、あいら斎場施設整備事業の4事業については、執行部に再度出席を求め、疑義を質し十分に審議を行いました。

各班の詳細な質疑などにつきましては、班会の会議録をご参照ください。

また、討論につきましては、1件の反対討論がありました。討論のあと、採決の結果、議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、審査特別委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) 委員長降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、議案に反対者の発言を許します。
- ○13番(渡邊理慧君) 議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算について反対討論をいたします。 2015年度国は税制改正により、法人税率の引き下げを行います。国税の法人税と地方税の法人事業 税などを合わせ、全国平均で34.62%となっている実効税率を、15年度は2.51%引き下げます。さら に16年度も引き下げを行い、数年内には20%代にすることを検討しています。

法人税は長期にわたって税率が下げられ続けてきたのに加え、大企業ほど負担が軽くなる租税特別 措置や、研究開発などを名目にした政策減税があるため、実際の税負担は見かけよりはるかに低くなっています。

世界で一番企業が活躍しやすい国を目指す経済政策アベノミクスでは、法人税の負担を軽くすれば、 賃金や雇用、設備投資などがふえ、消費や景気も改善するという考えですが、大企業はもうかっても、 実際には賃金にも雇用にも回っておらず、内部留保をため込むばかりです。

法人税は1%の税率引き下げで5,000億円近く税収があります。15年度に2.51%引き下げれば1兆

円をはるかに超します。

結局は、増税の拡大や、消費税の再増税で穴埋めをすることとなります。

本市でも自主財源への影響があり、企業の税率が12.3%から9.7%に引き下げられたことにより、 歳入での法人市民税が前年度比4,681万5,000円の減額となっております。

市民生活は賃金の引き下げや、年金削減、消費税増税により、大変厳しくなっている中で、法人税を減税するという施策について問題点を指摘するものです。

2つ目に、4月から実施される子ども・子育て支援新制度についてです。

子育て支援と言っておりますが、保育料の引き上げ、年少扶養控除廃止前の旧税制による算定の見 直しに伴う保育料アップなど、保護者に新たな負担を押しつけようとしています。

国が定める高すぎる保育料徴収基準を改め、多子世帯への保育料無料、軽減措置こそ必要です。新制度のもとでは、保育所、幼稚園、認定こども園などに対して、子ども1人分の保育にかかる費用額を運営費などの基本分と、加算分を単価として国が示します。

示された公定価格が現行制度と比較しても保育所運営を困難にする事態を招いています。とりわけ、保育時間と標準時間11時間と設定した場合の公定価格が保育を保証できるものになっていないことがあります。

施設によりサービスの単価に格差があり、全体に不十分な単価であることも大きな問題です。どの子にも等しく、行き届いた保育環境を保証するため、必要な財源を確保し、国と自治体の責任を果たせるよう、公定価格そのものの見直しが求められています。

待機児童解消のためにも、認可保育所の増設をすべきであるということを申し述べておきます。

3つ目に、生活保護費の削減についてですが、政府は2013年度から3年間にかけて、生活扶助費を 段階的に削減し、2015年度はその最後の年です。それに加えて、新たに住宅扶助費も削減されます。 このことは憲法が定める国民の生存権を侵害するものであります。

4つ目に、農地中間管理機構は農用地として利用することが著しく困難であるものは含まず、受け 手の見込めない農地は預からないとしているため、優良農地だけが対象とされ、耕作放棄地の解消に は結びつきません。

貸し出し先が見込めない農地を抱えれば、財政負担がふえるとして、借入の対象から排除し、引き受けた農地も一定期間貸出先が見つからない場合には、所有者に戻すということにもなっています。

また、貸し出しは公募となっていることから、競争力が強い大企業が有利になる可能性があり、地域で頑張っている大規模農家などが排除されることになりかねません。

農業への新規参入者の確保は、どの地域でも切実な問題です。しかし、この事業による参入の促進で、増加している都会青年の就農希望者などよりも、販売力、資金調達力のある企業経営が優先されるということが問題であります。

機構集積協力金については、機構が受け手に農地が貸し付けられなければ交付はされません。特別 単価で機構に農地を短期間に集めようとした場合、貸す農家にとっては、農地は貸したが協力金はも らえないという事態が出る可能性があります。

5つ目に2013年にマイナンバー法が成立し、システム改修費として計上されております。マイナンバー制度は、赤ちゃんからお年寄りまで住民登録をしている全員に生涯変わらない番号を割り振り、一人ひとりの社会保障の利用状況と、保険料、税の納付状況を国が一体で把握する仕組みになっています。

そのため、社会保障費の削減や、社会保険料や税の徴収強化の道具に使われる危険があります。

また、内閣府調査では、プライバシー侵害の恐れが32.6%、個人情報不正利用被害の心配が32.3%など、不安の声も多く、権力による国民監視や、プライバシーへの漏えいなど危惧するものであり、導入することに反対です。

セキュリティーは万全でも、個人情報漏えいの8割が人的ミスや故意によるもので、既にイギリスでは廃止し、アメリカでは、犠牲者が2年間で約1,000万人に上り、被害総額は年間500億ドルとも言われ、犯罪の温床になり、見直されている段階であります。

以上のことから、この予算に反対といたします。

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- **○3番(新福愛子君)** 私は、議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算に賛成の立場で討論に参加 いたします。

合併より5年目という大きな節目を迎えた我が姶良市、県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくりを進めるために編成された予算案には、これまで議員から一般質問などで提案されてきた多くの施策が盛り込まれております。

特に、子どもを安心して産み育てることができる子育て支援のまちについては、27年度から児童福祉課を子ども政策課と子育て支援課に分離新設し、よりきめ細やかな実効性ある施策の推進のために組織編成が行われます。

折しも3月20日付の地元紙で、大きく取り上げられた「姶良市家族転入県内で突出」で明らかになったとおり、県内43市町村の中で、33市町村が多くの転出者が見られる中、我が姶良市はゼロ歳から44歳の、いわゆる子育て世代を中心に、転入者が502名と突出、平成の市町村合併により県内で一番新しい本市には、地の利や、豊かな自然環境と快適な質の高い暮らしを求めて若い世代、子育て世代の転入人口が突出して増加しております。

そして、姶良市への注目度がアップしております。

この流れを受ける形で、多様化する子育てのニーズに対し、不妊治療の助成や、保育所等の増設、 親子集いの広場の新設など、安心の妊娠期、出産、子育てまでの相談体制も整え、さらに子育て基本 条例に基づく家庭教育支援も進み、切れ目のない子育て支援の拡充に向けた予算計上には、今後の始 良市の方向性が示されていると考えます。

さらに、社会問題化するDV被害者支援対策として、部や、課の組織編成をしながら専門相談員を常設した配偶者暴力相談支援センターの設置は、県内4番目になります。消費者生活や、市民の安心、安全の暮らしのために相談窓口のワンストップサービス化の環境整備がなされたことも大きく評価できます。

今後とも、女性、子ども、高齢者、障がい者など、全ての市民一人ひとりの人権が大切にされる施 策の推進を期待するものです。

最後に、社会保障費の増加、経済成長の低迷などにより、本市の財政状況も悪化しておりますが、 先進地に学び、後身であることを逆にプラス思考で受けとめながら、予算に示された事業が迅速、か つ、確実に実行されることを期待し、賛成討論といたします。 ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

**〇17番(和田里志君)** 議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算について、賛成の立場から討論 をいたします。

平成27年度予算は、施政方針にありますように、合併後5年間の総括に基づき策定し、6つの施策の柱を掲げた第1次総合計画、後期基本計画の初年度として、引き続き県央のよさを生かした県内一暮らしやすいまちづくりを進めることを基本に編成したとされました。

予算計上された事業の主なものは、あいら斎場施設整備事業で、市民から改築要望の多かった斎場の建てかえに着手し、一般単独道路整備事業で斎場に通じる道路改良工事、社会資本整備総合交付金事業ではスマートインターチェンジ整備工事、渋滞緩和を目指す木田橋の工事を行う岩原本通線改良工事及び宇都トンネルを含む奥之宇都線改良工事などを進めるとしています。

また、コミュニティ活動、市民活動の推進のために、小学校区ごとへの校区コミュニティ協議会の 設置を推進し、その運営支援のためのコミュニティ支援員を配置するほか、運営費の補助を行うとし ました。

地域子育て支援センター事業では、昨年姶良公民館内に開設した、あいら親子つどいの広場に続き、新たな施設を開設し、さらなる子育て支援の環境拡充を図るとしました。

常備消防施設整備事業では、今年度完成する新消防庁舎に付帯する訓練塔を整備し、市民に開放された親しみのある防災拠点としての中核施設づくりを行うとしました。

このほか、掛橋坂整備事業、姶良市誕生5周年記念事業、都市公園整備事業などの新規事業を初め、 国、県の施策と連携した事業により、ソフト、ハードの両面において、市民の生活満足の維持向上を 図る事業を確実に実行するための予算編成がなされております。

また、25年度決算審査で、議会が指摘しました市民サービスが低下しないような施策、さらなる財源の確保、高齢者へのサポート強化、物産館建設に向けた6次産業の促進などは、主要施策に盛り込まれ、安定した行財政運営の推進についても行政改革大綱に基づく、行政改革大綱実施計画を着実に実施するとしております。

予算審査特別委員会委員長の報告も、予算案は賛成多数で原案のとおり可決です。

反対討論者が国策による大企業減税や、生活保護費の削減など、それぞれの持論を展開されておりますが、長引く不況による税収の伸び悩みや、社会保障費の急速かつ大幅な伸び、さらに普通交付税の合併算定替えの特例措置において、段階的縮減期間を迎えるなど、国と地方自治体を取り巻く厳しい財政状況の中、全ての職員が今まで以上により強いコスト意識を持って業務にあたるよう、方針を掲げ、無駄をなくし、効果的、効率的な市政運営を進めるとしていることを最大限評価し、また議会の一員として、その監視役をしっかり果たしていくことを申し上げ、賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) これで、討論を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- **○議長(湯之原一郎君)** 起立多数です。議案第1号 平成27年度姶良市一般会計予算は委員長報告の とおり原案可決されました。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午前11時11分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時20分開議)

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第5、議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定予 算を議題とします。
- ○議長(湯**之**原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。
- 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました、議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月5日、9日及び19日に開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。 国民健康保険特別会計事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ108億1,140万円の計上で、前年度と比較 して11億5.140万円の増額となっています。

増額の主な要因としては、共同事業拠出金事業がこれまで30万円以上の高額な医療費分が対象となっていましたが、平成27年度から制度改正により1円以上に拡大されたことによるものです。また、被保険者の高齢化や医療技術の進歩等により、医療費の増加傾向が今後とも続くと予想されることから、保険給付費を前年度より5,870万円増額したことによるものです。

保険税の徴収率向上対策として、平成27年度の現年度分の徴収率目標を91%と定めて徴収強化等を 行い、医療費適正化対策として平成27年度の医療費増加率の目標を4%以内と定めてレセプト点検、 ジェネリック医薬品の普及啓発等を行います。

また、保健事業では、平成27年度の特定健診受診率目標を50%と、また特定保健指導の実施率目標を40%と定め、受診率向上対策や健康教室・各種ドック費用助成等の各種事業に取り組むこととしています。

質疑の主なものを申し上げます。

保健事業費ですが、これを徹底させれば、医療費は抑制されると考える。具体的にどのようなことをしてるのか説明を求める。

答弁、特定健診関係ですが、平成27年度の特定健診受診率目標は50%ということにしております。 25年度の受診率は48.5%で、年々伸びてはきておりますが、50%目標達成のために巡回指導なども行っていきたいと考えております。

重複受診者指導なども行う予定です。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、次のような討論がありました。

反対討論、1人当たりの医療費が39万2,000円と県内19市のうちで13番目の医療費となっていますが、国保税は1人当たり調定額で8万5,175円と県内4番目の高さとなっています。国保税が高くて払えないために、短期保険証や資格証も発行されています。また、国保の加入者の所得水準は年間所得200万円未満の世帯が86%で、100万円未満の世帯が59%を占めています。財政的な支援が不可欠だと思います。誰もが払える国保税にするために、国庫支出金をふやすよう、また基金などの繰入れをふやすよう申し述べて反対意見とします。

賛成討論、国保税について法定外繰入を平成27年度も1億1,000万円行い、保険料を据え置くと説明があった。繰入れをして国保税を押さえるということについて賛成します。

以上のような討論のあと採決に入り、採決の結果、議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(湯之原一郎君)** 質疑なしと認めます。
- 〇議長(湯**之**原一郎君) 委員長降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、議案に反対者の発言を許します。
- **〇13番(渡邊理慧君)** 議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定予算について、 反対の討論をいたします。

これまでの法定外繰入れを継続することは評価いたしますが、姶良市の1人当たりの医療費は約39万2,000円と、県内19市中13番目となっております。

一方、国民健康保険税は1人当たりの調定額が8万5,175円となっており、県内で4番目に高い国保税となっております。

国保世帯の住民は、医療費を押さえているにも関わらず、国保税が高くて払えずに短期保険証が547世帯、資格証明証が204世帯発行されております。

保険証がないため、医者に行くことができずに、重度化や死亡する場合などもあり、問題となって おります。

国保財政が厳しいのは、国庫支出金が半減されたことや、自営業者、年金生活者、非正規労働者など低所得貧困世帯が多く加入しているからです。

国保加入者は年間所得200万円以下の世帯が86%、100万円以下の世帯が59%を占め、国や自治体の財政的支援が不可欠です。

共同事業拠出金事業はこれまで30万円以上の高額な医療費分が対象でした。2012年の法律改定により、全ての医療費分に拡大され、保険財政共同安定化事業として計上されています。

前年と比較して11億475万8,000円の増額となっております。

また、基金と繰越金で約3億8,600万円あります。基金を取り崩し、国保税の引き下げを行うことを申し述べ反対討論といたします。

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- ○8番(田口幸一君) 議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘定予算に賛成の立場で討論いたします。

4点申し上げます。

まず、その1点目、年々増加している医療費の適正化のため、レセプト点検の充実、強化、ジェネリック医薬品の普及啓発、医療費通知、糖尿病重症化予防事業の継続実施、医療費分析結果の活用、適用・適正化対策が図られております。

2点目、保険事業の充実を図り、ゆっくり水中運動教室、いきいきダイエット教室、お試し健康セミナー、高血圧予防教室が計画実施されます。

3点目、保険税の収納率向上対策として、コンビニ納付が採用され、徴収の強化が図られております。

4点目、平成27年度も、法定外繰入れ一般会計からの繰入れが1億1,000万円を計上し、国保税の 値上げを抑制しております。

以上、4点から賛成いたします。

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで、討論を終わります。
- O議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員 長の報告は原案可決です。議案第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第2号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計事業勘 定予算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- O議長(湯之原一郎君) 日程第6、議案第3号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定予 算を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。
- 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました、議案第3号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月5日、9日及び19日に開会し、関係職員に出席を求め、詳細に審査しました。 国民健康保険特別会計施設勘定予算は、歳入歳出それぞれ7,120万円の計上で、前年度と比較して 1.280万円の減額となっています。

減額の主な要因としては、診療受診者の減少に伴う診療収入の減額によるものです。これまでと同様に常勤医師の確保を図る努力と併せ、現在行っている医師派遣による一般外来、専門外来が継続できるように関係医療機関と連携を深めていくこととしています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、前年度と比べたとき、診療を受ける人が減ってきたという説明だったが、これは人口が減っているのか、地域の人の受診が減ったのか。

答弁、これは受診患者の減なのですが、受診患者の内訳としましては、地域内の患者が主になっています。そのほかに、今までは下場の社会保険の方々も結構受診されていましたが、先生がかわられたりして受診者が少なくなったりした経緯もあります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 「「トトン・・」 「エンズオ to 3」
  - [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) 委員長降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、議案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案に賛成者の発言を許します。
- **○8番(田口幸一君)** 議案第3号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘定予算に賛成の立場で討論いたします。

まず第1点目、先ほど委員長報告にもございましたが、高齢化が進み、診療収入は減っておりますが、これを補う北山診療所、木津志出張診療所、堂山出張診療所に対して国から普通交付税が算入されます。

2点目、毎週水曜日の一般外来は、公益財団法人鹿児島共済会南風病院から派遣された医師が診療を行います。専門外来は、南風病院から派遣された医師が診療を行います。毎週火曜日の一般外来は、医療法人青雲会病院から派遣された医師が診療を行います。毎月第2月曜日の一般外来は、医療法人青雲会病院から派遣された医師が診療を行う、平成27年度は行います。26年度もそのようになっております。このように詳細に施策を立てられた行政当局の働きを評価し賛成いたします。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで、討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第3号 平成27年度姶良市国民健康保険特別会計施設勘 定予算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第7、議案第4号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会計予算を議 題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。
- 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第4号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会計予算について、 文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月5日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。

後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ9億3,600万円の計上で、前年度とほぼ同額となっています。この事業は長寿医療として75歳以上を対象に、疾病、負傷について医療給付を行うもので、県内各市町村の負担金で組織された鹿児島県後期高齢者医療広域連合と連携として事務を進めており、市では被保険者の確認、高額医療費申請事務、保険料収納事務、保健事業を担当し、これらに必要な経費として、県後期高齢者医療広域連合への納付金などを計上しています。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、保険基盤安定繰入金、いわゆる軽減措置のことだが、軽減の区分と人数を問う。また、全体 の人数に対する割合はどうか。

答弁、9割軽減が3,900人、8.5割が2,495人、5割が785人、2割が588人と見込んでいます。被保険者が全体で1万1,000人ですので、7割程度の方が軽減を受けているということです。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会計予算については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。 以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立〕
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第4号 平成27年度姶良市後期高齢者医療特別会計予算 は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第8、議案第5号 平成27年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘定予 算を議題とします。
- ○議長(湯**之**原一郎君) 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

### 〇文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第5号 平成27年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘定予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月6日、9日及び19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。 介護保険特別会計保険事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ65億3,222万6,000円を計上しています。 第6期事業計画の初年度にあたり、地域における医療と介護の総合的な確保を推進するため、地域包 括ケアシステムの構築と費用負担の公平化を柱とした介護保険制度改正がなされています。前年度と 比較しますと、3億552万8,000円の増となっています。これは保険給付費、中でも要介護1から5の 認定者が利用される介護サービス給付費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費等の増額 が主な要因です。

なお、一般会計で実施していた地域包括ケア体制推進コーディネーター設置事業を地域支援事業の 生活支援・介護予防サービス基盤整備事業に組みかえ、生活支援サービスに係るコーディネーターの 配置や協議体の設置を行うなど、要支援者等に対する生活支援サービスの基盤整備に取り組むことと しています。

特に報告するような質疑はなく、討論もありませんでした。

採決の結果、議案第5号 平成27年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘定予算については、賛成 多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番(堀 広子君) 議案第5号に対しまして、反対の立場から討論に参加いたします。

今回の介護保険会計は、第6期介護保険事業の3年間の保険料が示される初年度になります。保険料は、これまでの6段階から9段階に見直されます。介護給付費準備基金の一部を取り崩し、引き上げを抑制しておりますが、第6期の基準額保険料は、第5期事業の年額5万2,100円から6万1,800円となり、18.7%、9,700円の引き上げになります。第1段階の保険料は保険料率を引き下げますが、2万6,000円から2万7,800円へと引き上げられます。これは基準額が上がるため、全ての所得段階で保険料が引き上げられています。

また、本年度から、特別養護老人ホームに入所できる高齢者は要介護3以上に限定されます。所得が少なく、他の施設に入れない方が介護難民となる可能性を厚労省も認めています。特別養護老人ホームの増設や入院患者追い出しの中止、在宅や居宅系サービスを含めた低所得者の利用料減免を進めるべきであります。

さらに、2015年8月から、介護保険に初めて利用料の2割負担が導入されます。

以上、述べましたように、今回の介護保険会計は保険料負担の強化、利用の抑制、利用料負担などが組まれております。サービス切り捨てと利用者負担の強化ではなく、一般会計からの繰入れ、基金の取り崩しなどで負担を軽減し、国に対しまして国庫負担の引き上げを求めることを指摘し、反対の討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第5号 平成27年度姶良市介護保険特別会計保険事業勘 定予算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第9、議案第6号 平成27年度姶良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算を議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 文教厚生常任委員長の報告を求めます。
- ○文教厚生常任委員長(萩原哲郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第6号 平成27年度姶良市介護保険特別会計介護サービス事業勘 定予算について、文教厚生常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査しました。 介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算は、歳入歳出それぞれ7,110万1,000円を計上していま

す。これは介護保険法に基づき、要支援1及び要支援2と認定された高齢者への介護サービス計画を

始良市地域包括支援センターにおいて作成するために必要な経費です。前年度と比較しますと、110 万円の増となっていますが、これは要支援1及び要支援2の認定者の介護予防ケアプラン作成委託料 の増額が主な要因です。

特に報告するような質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第6号 平成27年度姶良市介護保険特別会計介護サービス事業勘定予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第6号 平成27年度姶良市介護保険特別会計介護サービ ス事業勘定予算は委員長報告のとおり原案可決されました。

ここでしばらく休憩します。午後からの会議は1時10分からとします。

(午前11時51分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時09分開議)

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第10、議案第7号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会計予算を 議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。
- 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第7号 姶良市簡易水道施設事業特別会計予算について、委員会に おける審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 簡易水道施設は給水人口101人以上5,000人以下の地区、また飲料水供給施設は給水人口100人以下 において、水道法に基づき、飲料に適した水道を供給する施設です。現在、6地区の簡易水道事業及 び姶良5地区の飲料水供給施設の適正な維持管理を行っており、これらの簡易水道事業施設にかかる 経費は、複式簿記による公営企業会計に統合するための基礎資料となる資産台帳作成業務委託料550万円を含む4,870万7,000円と飲料水供給施設にかかる経費499万6,000円、及び起債償還のための公債費7.478万3,000円と予備費60万円の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、資産台帳作成業務委託とは新規事業か。

答弁、資産台帳については、これまで簡易水道においては資産台帳がなかったため、新規で作成することになります。公営企業の会計へ移行するため、新規で作成することになります。約1年かけて、建物、ポンプ、配水管など、全ての資産について現地調査や図面を確認して簿価を決定し、減価償却の基礎資料とします。来年は、システム改修や条例改正などで事務的なことをして、平成29年の4月から会計を一本化したいと考えています。

質疑、中野地区の簡易水道について、現状を説明せよ。

答弁、中野地区は129世帯あり、これまで井戸を使用していましたが、水量が減少し、水質が悪化したため、霧島市から1日60m<sup>3</sup>を限度に水を供給してもらっています。

質疑、簡易水道は一般財源の依存が大きいが、今後需要も減っていく中、コストを削減する方法はないか。また、水を販売することは考えないか。

答弁、これから需要がふえることはないと考えます。成美地区の簡易水道で余った水を山田方面へ上水道として出すことは可能です。また、木場・堂山の水は消毒だけで出せるほど水質がよいのですが、販売するとなると利益が出るのか、今後研究していかなければならないと思います。

質疑、水質検査について内容を説明せよ。また、毎日検査について対象地区と人数を説明せよ。

答弁、水質検査については月により検査項目数が異なり、9項目から51項目の検査を行っています。 また、毎日検査については、簡易水道及び飲料水供給施設の全地区になり、9人の方に依頼し、検査 しています。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第7号 姶良市簡易水 道施設事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○15番(東馬場 弘君) 1点だけですけども、質疑のところで、中野地区の簡易水道の現状の説明を求めるということですけども、答弁の中で、これまで井戸を使用していましたが、水量が減少し、水質が悪化したため、霧島市から1日60m³を限度に水の供給をしてもらっていますという答弁であるんですが、お伺いしたいのは、この井戸を使用していましたがということで、水量が少なくなったということで、新たに水源を求めて井戸の採掘ですかね、そういった計画についての審査とかあったのか。今後、もうずっと、この霧島市からの供給をしていくのか、その点についての審査があったのかについてお伺いいたします。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 中野地区の簡易水道事業につきまして、これは以前からの問題 でございましたので、今質問されたことにつきましては議論はしておりません。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。
- **〇8番(田口幸一君)** 平成29年に複式簿記による公営企業会計に統合するため、そのための委託料が 550万円を含む4,870万7,000円という大きな予算が計上されております。

また、この質疑、答弁のところで、答弁で公営企業会計へ移行するため、新規で作成することになりますと。これは簿価を決定し、減価償却の基礎資料としますと。これは、平成29年4月から会計を一本化したいと考えております。一番最後の行で、簡易水道は一般財源の依存が大きいと。

私も、この簡易水道事業特別会計は福祉的な会計だと考えますが、そこでお尋ねしたいのは、平成29年の4月から会計を一本化したいと考えていますということでございますが、このことについて、委員会では深く福祉的なことも含めて議論がなされたものかどうか、その辺をご答弁願います。

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 福祉的な存在だというのはご認識のことだと思いますので、そこの中で一番問題になるのが、資産台帳の作成業務ではないかなと思って答えていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。(「はい」と呼ぶ者あり)

その中で、資産台帳について、まだ図面等が整っておりませんので、その附属資料としてつくるのかという質問をされておりますので、それをもとにして次の答弁を読み上げたいと思います。

配水管などの図面的なものはありませんので、資産台帳を整備し、減価償却の資料として貸借対照表や損益勘定対照表などをつくって、水道事業会計予算の中で二本立てで上水道と簡易水道が載ることになります。これは会計上の管理をするものであり、上水道と簡易水道とを統合するものではありませんというような質疑を行っております。(「はい、了解しました」と呼ぶ者あり)

〇議長(湯之原一郎君) 暫時休憩します。

(午後1時17分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時18分開議)

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 先ほど、東馬場議員からの質問で、加治木地区での上水道、水のことは質問がございましたので、(「簡易水道よ」と呼ぶ者あり)簡易水道事業のものがありましたので、それに伴います答弁を若干していきたいと思っております。

上水道では管網図があるが、簡易水道ではデータがあるかというようなのと同じで、加治木地区は一部除きますと、(「中野地区」と呼ぶ者あり)中野地区ですね。施設保守点検の40万4,000円は、成美、白浜、中野1回を2回に、今年度から(「休憩を」と呼ぶ者あり)……。

〇議長(湯**之**原一郎君) 暫時休憩します。

(午後1時19分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時19分開議)

〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 先ほどの質問でございますが、霧島市水道使用料は、中野地区簡易水道の配水池に霧島市の水道水を1日60m<sup>3</sup>以内で給水を受けているものです。1か月当たり21万円となりますと。現在、霧島市との取り決めで、1日60m<sup>3</sup>までとなっていますが、現在、おおむね60t以内の給水と既設の井戸水で運用しています。

今後は、両市の協議開始当時にあたった平成28年度から110 t の給水ができるよう、霧島市と協議を行ってまいります。このことで、中野地区簡易水道の井戸は運転を停止することなく、施設の維持管理に要する諸経費の削減と、水質、水量の心配はなくなりますという説明を受けております。

○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第7号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第7号 平成27年度姶良市簡易水道施設事業特別会計予 算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第11、議案第8号 平成27年度姶良市農業集落排水事業特別会計予算を 議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 産業建設常任委員長の報告を求めます。
- O産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第8号 姶良市農業集落排水事業特別会計予算について、委員会に おける審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 農業集落排水事業は、姶良の山田地区におきまして、農業用用排水路の水質保全や農村環境の改善 を図り、住みよい清潔な環境を確立することを目的として、平成14年7月1日に供用開始して13年目 に入ろうとしています。

地域再生基盤強化交付金の決定を受け、深水地区23世帯、豊留地区67世帯、計90世帯を対象に本事業に含めることとなり、測量設計委託料1,500万円と維持管理にかかる経費2,236万円、及び起債償還のための公債費3,685万8,000円の計上です。歳入・歳出予算は7,471万8,000円です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、曝気攪拌機取りかえの理由を説明せよ。

答弁、攪拌機は2槽ありますが、鋳物であり、攪拌により大きな負荷がかかることから、摩耗で穴が開いています。平成24年に修繕したんですが、今回さらに穴が開いたため、交換となります。

質疑、今回、豊留、深水地区もつなぎ込みを開設するが、処理能力は大丈夫か。

答弁、深水、豊留地区についても、人口、処理水量を計算した上で余力があるということで計画しています。さらに、山田の定住促進住宅についても60戸を見込んで計算していますので、十分な処理能力があります。深水、豊留地区の対象人数は、平成27年度で深水が47人、豊留地区152人です。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第8号 姶良市農業集 落排水事業特別会計予算について、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 質疑、答弁が2つ掲載されておりますが、後ろの質疑のところで、深水地区もつなぎ込みを開始すると。いつも本管から各家庭へつなぎ込みというのが高齢化しているとかいろんな関係で、今まで既に農業集落排水事業を行っている地域でも、つなぎ込みの本管から各家庭へのつなぎ込みのことが問題になるんですけど、この委員会の審査の中では、このつなぎ込みのことについて議論はなかったものでしょうか。あったとしたら、その模様をお知らせください。
- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** つなぎ込みの率の問題だと思いますので、答弁いたします。 現在のつなぎ込みの率は、89.1%ということでございました。 (「はい、いいですよ」と呼ぶ者あり)
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第8号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第8号 平成27年度姶良市農業集落排水事業特別会計予 算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第12、議案第9号 平成27年度姶良市地域下水処理事業特別会計予算を 議題とします。

○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

### 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第9号 地域下水処理事業特別会計予算について、委員会における 審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月6日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 地域下水処理施設は、加治木町処理施設と姶良ニュータウン処理施設の維持管理にかかる経費の計 上です。下水処理使用料は5,999万9,000円で、加治木町新生町の使用料が2,197万3,000円、姶良ニュータウンの使用料は3,800万円であります。姶良市地域下水処理基金は、現在、平成26年度末3億844万9,000円を見込んでいます。歳出合計は6,010万2,000円です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、歳入について、使用料収入は年度の半ばだから上がると思うが、収支はどうなるか。

答弁、26年度末で基金は約3億800万円ありますが、両施設とも30年を経過しており、大規模な改修を予定していますので、少しでも基金をふやしていかなければなりません。今後、姶良ニュータウンでは、平成29年に第1回目の料金見直しを行います。それに伴い、新生町も見直していきたいと思います。

質疑、下水管の洗浄について説明せよ。

答弁、加治木新生町の処理施設は高低差があまりなく、管が油の汚れで詰まるおそれもあるため、 順番を決めて5年に1回、高圧洗浄を行っています。

質疑、光熱費について、電気料金が加治木新生町57万円と、姶良ニュータウン40万円とあるが、理由を説明せよ。

答弁、加治木新生町の処理施設は、長時間曝気方法により24時間曝気していますが、姶良ニュータウンは標準活性汚泥方式となり、1日に8時間の曝気時間となりますので、電気代に差が出てきます。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第9号 地域下水処理 事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第9号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。「替成者起立〕

- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第9号 平成27年度姶良市地域下水処理事業特別会計予 算は委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第13、議案第10号 平成27年度姶良市農林業労働者災害共済事業特別会 計予算を議題とします。
- **〇議長(湯之原一郎君)** 産業建設常任委員長の報告を求めます。

# 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第10号 姶良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算について、 委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、3月4日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め、詳細に審査をしました。 農林業労働者災害共済事業につきましては、農林作業中に不幸にして事故や災害に遭われた方を年 度救済する事業であります。平成27年度予算歳出は、補償費187万4,000円のほか、運営審査委員会 16万4,000円と基金積立金1,000円の計上です。歳入の主なものは、農林業災害共済掛金123万6,000 円と一般会計からの繰入金80万円です。

特に報告するような質疑、討論はありませんでした。

採決の結果、議案第10号 姶良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算については、全会一致で 原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。
  - [「なし」と呼ぶ者あり]
- **○議長(湯之原一郎君)** 質疑なしと認めます。 委員長、降壇ください。
- **○議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第10号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第10号 平成27年度姶良市農林業労働者災害共済事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第14、議案第11号 平成27年度姶良市土地区画整理事業特別会計予算を 議題とします。

○議長(湯**之**原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

### 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第11号 平成27年度姶良市土地区画整理事業特別会計予算について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は3月5日、9日、19日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査をしました。

土地区画整理事業特別会計は、帖佐第1地区土地区画整理事業に要する土地区画整理費及び清算金費の計上です。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ科目設定の2,000円です。特に、報告するような質疑、 討論はありませんでした。

採決の結果、議案第11号 平成27年度姶良市土地区画整理事業特別会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。

委員長、降壇ください。

- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員 長の報告は原案可決です。議案第11号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第11号 平成27年度姶良市土地区画整理事業別会計予算 は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第15、議案第12号 平成27年度姶良市水道事業会計予算を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

## 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました議案第12号 平成27年度姶良市水道事業会計予算について、審査の経過 と結果を報告します。

委員会は3月6日、9日、19日に、部長以下関係職員に出席を求め、現地調査を含めて慎重に審査 しました。

平成27年度の水道事業は、効率的な経営を行うために事業予定量を給水栓数3万4.200栓、年間総

給水量769万5,100m<sup>3</sup>、1日平均2万1,025m<sup>3</sup>として見込み、事業に要する経費と施設の整備、更新に要する経費の計上です。

収益的収支予算のうち、収入は、給水収益を中心に収入総額13億2,057万9,000円の計上で、昨年度と比較すると約1,900万円の減額です。要因は、営業収益が給水収益の伸び悩みや給水負担金の統一などにより減額となるものです。

支出は、水道事業の経営に必要な人件費や維持管理費等の経費10億3,870万6,000円の計上です。 昨年度と比較すると1,100万円ほどの減額で、資産減耗費など営業費用の約500万円の増額に対し、企業債利息などの営業外費用の約500万円の減額と特別損失の約1,100万円の減額が要因となっています。なお、収益的収支予算における予定損益計算書では、2億4,563万8,000円の純利益を見込んでいます。

次に、資本的収支予算では、収入が企業債の借入金1億5,000万円のほか、工事負担金などで、合わせて1億5,500万1,000円の計上です。昨年と比較すると3,000万円の増額となりますが、これは企業債の財政融資資金借入額の増額によるものです。

支出は、市道仮屋園線や県道下手山田帖佐線、国道10号線などの配水管布設及び布設がえの合わせて19路線の工事のほか、重富配水池造成工事、蒲生地域中迫配水池の附帯工事、米丸上地区給水区域拡張工事、蒲生上畠地区水源切りかえ工事、船津浄水場管理棟防水工事や配水管布設がえ工事設計業務委託料及び企業債償還金などで8億4,542万2,000円の計上です。

なお、6億9,042万1,000円の収入不足は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収入収支調整額と 当年度分損益勘定留保資金並びに減債積立金などで補填します。

以上のような説明を受け質疑に入りました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、布設管の取りかえ工事について予定はどうなるのか。答弁、15か所の予定ですが、加治木地区7か所、姶良地区8か所となります。蒲生はありません。

質疑、道路改良事業と並行して出されている工事はあるのか。答弁、管網図に布設年度や管種など データが入っていますので、国界や市の土木課とも連携し、道路工事の際に古い管も交換するなど、 優先的に工事をしています。今回は、例として鍋倉・触田線、市道サービスエリア線はスマートイン ターチェンジの関係の工事がありますので、合わせて布設がえも行います。

質疑、天日干しとした汚泥のにおいなどは発生しないか。また、雨を避けるために屋根の施設を検討したか。答弁、汚泥濃縮乾燥装置は昨年7月から稼動しています。汚泥は鉄、マンガンを含んでいますが、においもなく環境基準を満たしていますので、盛り土などに使用することを考えています。また、乾燥すると水を吸収しなくなりますので屋根設置は考えていません。

質疑、旧町間の水道管つなぎ込みについて説明せよ。答弁、連絡管という形で、平成25年度からつなぎ込みを進めています。平成25年度は鍋倉の旧町境の部分、平成26年度は下久徳船津線のろうけん大楠のところの旧町境をつないでいます。平成27年度に蒲生の川東から住吉池の町境部分を予定しています。通常は、仕切弁でとめてあり、水が少なくなったなどの緊急時に断水地域を少しでも減らすためにつないで、応急給水することになります。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが討論はなく、採決の結果、議案第12号 平成27年度姶良 市水道事業会計予算については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) 今、34ページの答弁のところで、その前の質疑の水道管、旧町間の水道管つな ぎ込みについて説明をせよとありますが、答弁で連絡管という形で、平成25年度から平成26年度、そ れから平成27年度に蒲生の川東から住吉池の町境部分を予定していますと。

お尋ねしたいのは、平成27年度までこれはありますけど、この25年度、26年度、27年度で連絡管のつなぎ込みは全部終わるのか。あるいは、まだ平成28年度、29年度と続くのか、そのような議題が委員会の中で議論にあったものかどうか。もし、あっておれば、それを説明してください。

- **○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 旧町間の水道管つなぎ込みの件につきましては、この答弁、先ほど答弁いたしましたこのひとつで終わっております。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- O議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。 委員長、降壇ください。
- ○議長(湯之原一郎君) これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- **○8番(田口幸一君)** 議案第12号 平成27年度姶良市水道事業会計予算に賛成の立場で討論いたします。

まず1点目、予算書34ページ、過年度損益修正損200万円は、過年度水道料金等の調定減は5年経過で、その理由として死亡、行方不明等によるものと考えます。

2点目、予算書22ページ、当年度純利益。先ほど委員長も説明されましたが、2億4,563万8,000 円が計上されていますので、平成27年度は経営は安定していると考えます。

3点目、予算書36ページ、配水管布設工事測量業務委託料、重富配水池造成工事管理業務委託料ほか1,866万2,000円。同じく36ページ、工事請負費の配水管整備事業2億6,198万9,000円。施設整備事業2億9,073万5,000円が計上されております。

4点目、予算書17ページ、現金預金17億6,110万3,000円が姶良市内の金融機関に預貯金されております。

5点目、予算書24ページ、減債積立金3億566万6,000円、利益積立金2,700万円、建設改良積立金9億7,886万5,000円が利益剰余金として積み立てられております。

6点目、予算書2ページ、資本的収入及び支出。第4条資本的収入及び支出の予定額は次のとおり定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億9,042万1,000円は当年度消費税資本的収支調整額4,501万2,000円。当年度分損益勘定留保資金3億4,961万2,000円。減債積立金1億9,943万5,000円及び建設改良積立金9,635万9,000円で補填するものとするとなっております。

結論といたしまして、正常な水を姶良市民にお届けできると、この予算編成で考え賛成いたします。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第12号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]
- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第12号 平成27年度姶良市水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決されました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第16、請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願書を議題とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

## 〇産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願について、産業建設常任 委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は3月4日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、請願者山野自治会長大浦地政廣氏、重富団地自治会長岩元孝見氏に出席を求め、詳細に審査をしました。

請願の理由、経緯について、山野踏切道路及び踏切の拡幅について説明がなされました。

旧国道10号線から山野地域への出入りは、傾斜のある山野踏切の狭い市道を利用しておりますが、 出入りにはお互いに譲り合いで行われており、車の通行があれば自転車も通れないし、人も歩けない 状況であります。山野地域の出入りは、山野踏切と松原踏切の2か所しかありません。松原踏切から 入る場合でも、田中歯科の前の三叉路は急カーブで、非常に不便な箇所です。

山野地域の住民の要望として、山野踏切を拡幅すること。市道に覆いかぶさる生垣の整理や市道敷きを有効幅員として使用できるようにすることを願っています。このままでは、災害時に山野地域の大半の住民は、避難ができなくなること。海水浴場へ観光で来られた方でも、避難ができなくなるとこなどが想定され、山野地域の住民にとっては生命、財産を守る重大問題と捉えています。

このような事情をお含み取りいただき、山野踏切の改善及び道路の拡幅について、早急な改善に取り組んでいただきますようお願いいたします。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、この踏切については防災上、観光上などの問題があり、抜本的な改修が必要と考えますが、 そういった観点からどうやって解決していきたいと考えていますか。答弁、日常的に危険な状況であ り、まず、現状の改善をしてもらいたいと考えています。

質疑、現状の状況をどのように感じていますか。答弁、旧国道10号線へ出るには、まず、踏切が狭いということがあります。また、高低差もかなりあるため、高齢者の方では大変です。さらに、防災の面から考えても避難するに支障があります。根本的な解決は難しいかもしれませんが、差し当たって問題を解決できないかをと思っています。

質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切りかえ、建設部長、担当者を交えて現地調査を行い、解決策を協議しました。

協議の主な内容を次のとおりです。

質疑、この踏切について平面交差で検討したいということであるが、具体的に説明せよ。答弁、現在、約1.5mの高低差がありますので、なだらかな形でできるよう接続する道路の高さを上げる方法です。

現地調査終了後、討論に入り、次のような討論がありました。

賛成討論、海水浴場として昔から多くの方々の憩いの場として利用されてきた山野地域に開発された団地も、やがて半世紀近くの歴史を刻もうとしている。また、霧島・錦江湾国立公園としてビジターセンターの建設も進んでおり、今後、ますます山野地域の交流人口も増加していくと思われます。しかし、山野地域への出入り口は、山野踏切と松原踏切の2か所しかなく、災害時の対応も含め地域住民の安心、安全の暮らしと生命と財産を守り、多くの皆さんの親しんでこられた国立公園の環境整備のために、山野踏切道路の拡幅は喫緊の重要課題であり、山野踏切の改善と道路の拡幅を願い賛成討論とします。

討論を終結し、採決に入り、採決の結果、請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

## ○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

○18番(森川和美君) この請願第1号につきましては、旧姶良町時代から、数回、請願、陳情が出ておるわけですが、この委員長報告を見たときに、この踏切の状況が、極めて厳しい道路状況だということがわかるわけなんですけども、そこで、この踏切について防災上、観光上問題があり、抜本的な改修が必要と考えるが、そういった観点から、どうやって解決していきたいと考えていますかということに対しまして、請願者は日常的に危険な状況があり、まず、現状の改善をしてもらいたいと。そういう答弁がなされているんですけれども、過去にこの踏切等で事故及び死亡事故等々があったのか、なかったのかその辺の報告。

あるいは、ここに100台ぐらいこの地域に、これは後でも出てくるんですが、この近辺の団地に100台ぐらいの車台数があるというような報告もあるわけですけども、ここを1日何台ぐらいが往来するのか調査をされて、そこらあたりが報告があったのかどうかです。

そして、最後の答弁の中に、根本的な解決は難しいのかもしれませんが、差し当たっての問題を解決できないかと思っていますという、極めて抽象的な答弁がなされているんですけども、この踏切だけに限らず、ここに限定せずに、あの踏切からJR以南に道路をつくるという。この山野踏切から松原踏切までの中間に、2年前でしたか、すばらしい一部道路築造ができて、いい道路ができてるんですが、それをつなぐという、つなげば私は非常に避難仕方も、車の往来も、かえって安全に通行できるというような状況は、私みてるんですが、そこあたりの向こうの要望、あるいは議論等はなかったのかどうか。

それからもう1点ですが、ここをきちっと整備した場合に、その協議会後に委員会に切りかえて執 行部のお話の中で、徹底的にここを整備した場合に、どれぐらいの費用がかかるかというお尋ね、あ るいは執行部からのお話はなかったのかどうか。

さらに、この踏切関係は森山線の踏切改修に向けて、今、計画、事業が進みつつあるんですが、ここをあけた場合に、この踏切は閉鎖しなくてはならないのかどうか。そういった議論はなかったのでしょうか。お知らせください。

**○産業建設常任委員長(湯川逸郎君)** 4点ほど質疑がなされたと思っております。

まず、1日何台ぐらい通るかという質疑だったと思います。この件につきましても、はっきりした 数字というのは抑えておりません。

それから、道路の件ですが、その件につきましても、現在まで、その道路の件ということでありましたが、そのことにつきましても別に問題的なものは、現場でいろいろと話しただけで、その問題はありませんでした。

それから、3点目は、総体的にこの踏切のことを改善した場合の費用の件についきましてということでございましたが、この件につきましても議論がされておりません。

それから、踏切の別な道路のところがあるがということでございましたが、そういう問題も議論はされておりません。 (「事故の報告はなかったか」「委員長、踏切事故の報告はなかったかという質問」と呼ぶ者あり) 申しわけございません。踏切事故は、以前はなかったのかということでございましたが、そのことにつきましては、現場での検討にいろいろ議論しよったですが、室内でも議論はされておりません。

- **〇18番(森川和美君)** ただいま答弁の中で、電話でやり取りのことが答弁されました。違うんですか。しかし、(発言する者あり) 現場でです。わかりました。ちょっと聞き違いでした。(発言する者あり) もうよか。(笑声) あんまり審査しちょらんなあ。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。 委員長、降壇ください。
- **〇議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○19番(吉村賢一君) 請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願書について、賛成の立場で討論をします。

私は、25年第3回議会定例会で、25年9月12日の時点ですが、一般質問しました。ここは一般的な国立公園と違い、隣接して山野や重富団地の自治会があり、住居が密集していることから、さまざまな配慮が必要である。ここはていうのは、この山野踏切のことなんですが。それから、国道から重富海岸公園に至る往復道路をどのように考えているのといったような内容でございました。

市長答弁では、「重富海岸に建設予定のミニビジターセンターなどへのアクセス道路は、青木水流

から市道帖佐駅松原青木水流線のルートと、山野踏切から重富海岸への2つのルートで考えております。今後、踏切改良については、JR九州との協議をしながら調査、検討を行い、案内標識を含めて整備を行ってまいります」とのことでした。

過去、今ほど森川議員からありましたように、何回かJRを含めてこの踏切をどうするか。例えば 松原踏切を拡幅すれば山野を閉めるとか、あるいはアンダーパスでやるか跨線橋やるか。そういった 案が論議されたという話は聞いております。いずれも経費的な面に、あるいは地形的な制限で、結果 的に何ら進んでいない状況であります。

昔、林田団地まで山野踏切を渡って、バスが通っていた時代もあると言いますが、今は当時とは違い住宅の数はさらにふえ、通過交通車両台数も大幅にふえています。

時には、踏切の両サイドで、どちらの車が先に渡るかで言い争いになったり、あるいは踏切の板を外して落ちたり。それは踏切横断中の人を避けて車両が踏切板を踏み外して落ちたりしてるという状況があります。ほかにも、踏切内の踏み板にがたつきがあり、軽車両だと腹をするといったことで踏み板の改良と踏切両サイドの狭い踏切幅制限する仕切り板に対して、苦情が出て、それは削られるなどの工事が行われましたが、根本的な対策には至っていません。

始良市は、安心、安全のまちとのアドバルーンを揚げています。桜島噴火による津波発生の際の避難路の確保や重富海岸国立公園指定によるビジターセンターは、いよいよ開設します。観光客の増を期待するなど、最近の動きは以前と変わっております。

踏切進入路の拡幅及び踏切の拡幅は差し迫った課題であり、接続道路の路面のかさ上げ工事や幅員の整備が必要です。

何十年も我慢している地域住民を思うと、根本的な改善が望まれます。見通しが悪い現況の中で、 大事故が起きないうちに至急の対応が必要でございます。

以上をもって賛成討論といたします。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。
- ○3番(新福愛子君) 海水浴場として、昔から多くの方々の憩いの場として利用されてきた山野地域に開発された団地も、やがて半世紀近くの歴史を刻もうとしております。また、霧島錦江湾国立公園として、ミニビジターセンターの建設も進んでおり、今後、ますます山野地域への交流人口も増加していくものと思われます。

しかし、山野地域への出入り口は、山野踏切と松原踏切の2か所しかなく、災害時の対応も含め地域住民の安心、安全の暮らしと生命と財産を守り、多くの皆様に親しんでいただける国立公園の環境整備のために、山野踏切道路の拡幅は喫緊の重要課題です。

旧町時代に、JR九州より山野踏切の封鎖の方向が示されたように聞きましたが、当時と状況が大きく変わったことで再考すべきと考えます。

山野踏切の改善と道路の拡幅の必要性を認め、請願に対し賛成の討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(湯之原一郎君)** これで討論を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 [賛成者起立]

- ○議長(湯之原一郎君) 起立全員です。請願第1号 山野踏切道路の拡幅を求める請願書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。
- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第17、請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願書を議題 とします。
- ○議長(湯之原一郎君) 産業建設常任委員長の報告を求めます。

### ○産業建設常任委員長(湯川逸郎君) 登 壇

ただいま議題となりました請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願について、産業 建設常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は3月4日に開会し、委員会を協議会に切りかえ、請願者山野自治会長大浦地政廣氏に出席を求め、詳細に審査しました。

請願の理由、経緯について、山野地域の生活排水路の整備を求める請願について説明をなされました。

山野地域においては、小団地が飛び飛びに開発され、生活排水路について、計画的な設置がなされることなく現在に至っており、道路交差点下の排水路については、中央部分が高くなったりしており、排水が十分できない上に、桜島の降灰が流れ込むことにより、流れが滞る要因にもなっております。

山野地域は水田の埋立地が主であり、生活排水路の勾配もとれないことや浄化槽も古いタイプのも のが多く、十分浄化されないまま排水されることから、悪臭もひどい状況であります。

山野自治会においては、ここ数年間にわたり市に対して改善を要望し、市長にも公民館においでいただき訴えたところですが、生活排水路に関する基本計画がないとことで、応急処置のみ繰り返しになっております。

地域住民は入居以来30年あまりにわたり、毎月、共同で生活排水路の泥土を道路に上げ、環境の改善に努めてきましたが、高齢化も進み参加できない方も多くなり、一部の方の負担になっております。

自治会総会でも、生活排水路の改善要望が出されるなど生活排水の改善は、地域住民の切実な要望 になっております。

議会におかれましても、このような事情をお含み取りいただき、早急な改善を取り組んでいただき ますようお願いいたします。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、この地域の世帯数はどのくらいありますか。答弁、約100世帯となります。

質疑、この用水路は大きいが、田の耕作用のものですか。答弁、もとは田と畑でありましたので、 用水路用だと思います。現在、田はありません。また、住宅があちこちにでき、きちんと勾配がとれ ず、流れが滞っているためにおいがしたり、汚泥がたまったりしています。

質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切り替え、建設部長、担当者を交えて現地調査

を行い、解決策を協議しました。

協議の主な内容は、次のとおりです。

山野地域全体の測量を行う計画はあるのか。答弁、平成8年に、姶良地域の下場について水の流れの調査を行っていますが、水の流れだけの調査のため、改めて測量を行わなければならないと思います。現地調査終了後、討論に入り、次のような討論がありました。賛成討論、計画性のない開発により、ところによっては水路すらない区間もある。また流れの方向もばらばらという状況である。へドロなどの集積による悪臭、害虫発生が生じるため、定期的に泥上げされているが、その方々も高齢化し、この作業への参加者も少なくなっている。全体的な水路計画を行い、スムーズな水の流れが確保できるように整備を早く進められることを願い、賛成討論とします。討論を終了し採決に入り、採決の結果、請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。
- **〇議長(湯之原一郎君)** これから討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。
- ○19番(吉村賢一君) 請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願書について、賛成の 立場で討論します。

この一帯、私が高校生のころは、全く水田でございました。この水田跡地で低塀な土地でございます。7458番地の1の前田さんの家の前のように、水路のない箇所もございます。順次整備されるとは思いますが、まだまだ水路網がきれいに整備されていません。流れが滞るため、班単位で側溝掃除を毎月行っていますが、道路にすくい上げた泥があちこち山になっています。高齢化が進む中で参加者が減っていき、今は一部の人間で作業を行っている状態です。少数の方が家の回りの側溝にEM菌を散布し、においだけは抑えているという状況もあります。それぞれの団地単位、でき上がった年次が違う団地単位で水の流れる方向はばらばらです。

今後、側溝の傾斜をチェックしながら水系区分し、流れを整備する必要があります。私自身も25年12月2日、第4回定例会で、山野地区の平野低地部の浸水対策について一般質問しましたが、この折、時の建設部長が「姶良市全域の総合的な排水対策が必要と考えますが、相当な事業費が必要なので、さまざまな角度から検討していきたい」との回答を得ております。ぜひ速やかな水路整備対策がとられることを切念して、賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- ○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第2号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。 「替成者起立〕
- ○議長(湯之原一郎君) 起立全員です。請願第2号 山野地域の生活排水路の整備を求める請願書は、 委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。10分程度とします。

(午後2時28分休憩)

○議長(湯**之**原一郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時37分開議)

〇議長 (湯之原一郎君)

日程第18、議案第44号 姶良市中山教育振興基金条例の一部を改正する条例の件

及び

日程第19、議案第45号 平成26年度姶良市一般会計補正予算(第7号)

を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

# 〇市長(笹山義弘君) 登 壇

議案第44号及び議案第45号につきまして、一括して提案理由を申し上げます。

まず、議案第44号 姶良市中山教育振興基金条例の一部を改正する条例の件について申し上げます。 本件は、本市にゆかりのある中山昭氏からの寄附に基づき、本市の小・中学校の理数系教育の振興 を図るために設置いたしました中山教育振興基金について、先月末に同氏から新たな寄附の申し出を 受けたことから、当該基金の原資に追加するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第45号 平成26年度姶良市一般会計補正予算(第7号)について申し上げます。

今回は、国において先月3日に成立いたしました、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策関連補正予算に対応した本市の経済対策関連補正予算を計上しております。これは、地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、地域の消費喚起の促進や地方創生の先行的な取組みを行うものであります。地域の消費喚起の促進については、プレミアム付商品券事業の実施に必要な市商工会への補助金を計上しております。また、地方創生の先行的な取組みについては、まち・ひと・しごと創生法に基づいた地方版総合戦略の策定及び、これに先行して行う観光振興や少子化対策などの事業に必要な予算を計上しております。

まず、第1条、歳入歳出予算の補正につきまして、款ごとに歳出の主な補正内容を申し上げます。 予算書8ページ、総務費の企画費4,751万8,000円の追加は、姶良市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定経費及び校区コミュニティ協議会の運営補助金並びにコミュニティ支援員賃金などを計上しております。

9ページ、民生費の児童福祉総務費200万円の追加は、子育てに関する制度や事業、施設及び、健

診などの情報をわかりやすく紹介する子育てガイドブックの作成経費を計上しております。

10ページ、衛生費の保健衛生総務費1,985万1,000円の追加は、少子化対策として、不妊に悩む夫婦を支援するための不妊治療費助成金、妊婦が歯や口腔の健康を保ち安心して出産が迎えられるための妊婦歯科健診事業費及び、乳幼児健診時に臨床心理士などの専門家を活用して、子どもの発達相談をさらに充実するための経費を計上しております。

11ページ、農林水産業費の農業振興費950万円の追加は、就農初期の経営安定に向けた支援を行うことにより、地域農業の活性化、振興を図る目的で、新規就農者に対して交付する就農奨励金、営農奨励金を計上しております。

12ページ、商工費の商工振興費 1 億5,448万9,000円の追加は、プレミアム付商品券事業の実施に必要な市商工会への補助金及び、商店街地域の活性化対策として、市内の空き店舗を活用する新規創業者に対する支援金を計上しております。また、観光費386万8,000円の追加は、観光振興対策として、外国人を含めた誘客、観光情報発信をさらに推進するための外国語表記の観光案内看板及び観光ガイドブックの作成経費を計上しております。

以上、歳出予算の主なものについて申し上げましたが、これらの補正総額は2億3,722万6,000円の 追加となり、補正後の歳入歳出予算総額は315億7,916万8,000円となります。この財源といたしましては、6ページ及び7ページに掲げてありますように、国庫補助金並びに市有地売り払い収入で対処 いたしました。

次に、3ページの第2条、繰越明許費の補正について申し上げます。

今回の国の補正に伴う経済対策関連補正予算は、繰越明許費の設定をした上で、平成27年度にかけて予算執行を行うものであります。また、今回の補正には、平成27年度当初予算を前倒ししたものがありますが、国庫補助金を活用した今回の補正予算を優先的に執行するものとし、事業の実績や進捗状況により、必要に応じて補正予算において整理させていただきたいと考えております。

以上、追加提案いたしました議案2件について、一括してその概要をご説明申し上げました。よろ しくご審議の上、議決くださいますようお願いいたします。

- ○議長(湯之原一郎君) 提案理由の説明が終わりました。
- 〇議長(湯之原一郎君) これから議案第44号 姶良市中山教育振興基金条例の一部を改正する条例の 件について質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○8番(田口幸一君) ただいま提案理由の説明がございましたが、第2条中の(3)野村ドイチェ・ 高配当インフラ関連株投信(毎月分配型米ドルコース700万円口)ということを、これがよくわかり ませんので、わからないのは私だけだと思うんですが、これの詳細説明を求めます。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) お答えをいたします。

野村ドイチェ・高配当インフラ関連株投信、毎月分配型米ドルコースということでございますが、 これは、世界各国のインフラ関連企業の株式を主要な投資体制をといたしまして、原則でアメリカドルで買いつけを行いまして日本円で支払いを行うというものでございます。ちなみに、インフラ関連企業といいますと、有料道路、空港、通信網、鉄道、水道、そこあたりの資産を保有する、または運 営する企業ということでございます。 以上です。

- **○8番(田口幸一君)** 今の説明でよくわかりましたが、米ドルコース700万円口というのは、日本円 に換算すればどうなるんですかね。
- ○教育部次長兼教育総務課長(外山浩己君) 700万口ということでございまして、1万口当たり、直近の新聞に毎日その基準価格出ておりますが、現在の基準価格は大体1万4,610円ぐらいということになってます。1万口当たり1万4,610円なので、これに700万口を掛けますと、この元本で約1,000万ということになります。

この投信に対して分配金が毎月発生しますが、まだ2月の25日、やっと姶良市のほうに名義変更が済んだということでの証券会社から通知が来たところで、まだ歳入はされておりませんが、聞くところによると、長期金利でいけば毎月17万5,000円ぐらいの分配金がされているということでございます。

○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- 〇議長(湯之原一郎君) 次に、議案第45号 平成26年度姶良市一般会計補正予算(第7号)について 質疑を行います。質疑はありませんか。
- ○7番(神村次郎君) 予算の組み方の問題を含めて、少し質疑をしてみたいと思います。

今度のこの予算は、まさにばらまきとしか言いようがないと思っています。 2億3,000万予算を組みますが、2月3日に国会で議決をされて、2月8日、県に資料を提出されたと。それから3月6日に国に提出をしたと。これ、15か月予算ち言ってますが、国は、国がするから、僕が言ってるのは、この単年度主義の予算が今までの考え方ですが、15か月予算ちいう言い方がされていますけれども、国がするんで、市もいいんだという考え方なのか、こういう予算の組み方が正しいのか、市としてどういう判断をされたのかですね、繰越しを。

それから、歳入の財産の売り払い収入ですが、市有地を売られるということですが、どこを、どんな格好で、どれぐらいの面積なのか。近頃議論をされた公有財産の処分の委員会がありますよね。ここで議論をされたのか。

それから、予算書の8ページに、人口ビジョン総合戦略策定業務委託料ちいうのが700万ありますが、どういうものをつくるのかですね。必要性。

それから、商工会プレミアム商品券が今回も計画をされていますが、よくこういう格好で商工会にかなりの予算がつくと、私はうがった見方かもしれませんが思っています。別にどういう事柄を検討されたのか。このほかに、プレミアム商品券以外にですね。これは国がこういうのを指定をしたのかですね。

それから、まち・ひと・しごと創生推進委員会。これ、メンバーと何をするのかお答えいただきた

いと思います。

#### ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

まず、今ご質疑いただきましたこの予算の今回のやり方ということでお尋ねあったわけですけれども、確かに今回、国においては、去る2月3日に、経済の脆弱部分に絞って、かつスピード感を持って対応を行うことで、経済の好循環を確かなものとするために、地方にアベノミクスを行き渡らせる成果を広くするために、今回この地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策に基づく平成26年度補正予算(第1号)を成立さしたということでございます。

今議員仰せのとおり、このことに対応するため、本市においてもこの経済対策関連補正予算を計上 したところでございますが、まず、繰越明許費の考え方について若干述べさしていただきたいと思い ます。

まず、国においては、財政法の第14条の3第1項の中で、読み上げますと、「歳出予算の経費のうち、その性質上または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、あらかじめ国会の議決を経て、翌年度に繰越して使用することができる」と。さらに、これを第2項の中では「繰越明許費という」という形で言っております。つまり、国のほうでも、確かに今回の形では、議員おっしゃるように、15か月予算という形の中で予算、可決を持ってしたわけで、当然国の方針に基づいて私どももその予算の計上をかけております。予算とすれば、当然国のこの財政法に基づいて成立した予算に基づきまして、26年度予算ですので、本市においても26年度予算、今回第7号で計上しておりますけれども、そういう形で今回お願いしたところでございます。

それから、財産売り払い収入の関係で質問をいただきましたけれども、まず、この関係の主なものは、松原分譲地の関係でございます。処分委員会で検討ということでございましたけれども、もともと松原分譲につきましては、もう随契で販売をしておりますので、処分委員会は通しておりません。もう事前に旧町時代からの引き継ぎの中での一応販売ということでございます。また、面積につきましては、今度のこの2,700万ほどでございますけれども、この一部ということで出しております。相対予算の中では1億を超す収入を得てますので、一応、松原分譲地の9区画がこの中の一部ということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

# **〇企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

まず、人口ビジョンと総合戦略の策定についてでございますが、これは、国のほうのまち・ひと・ しごと創生法に基づくものでございまして、それに基づきまして、県のほうでも県にあったものを作 成すると。そして、市町村においては、国のその創生法に基づく示されたものを参考にしながら、都 道府県が作成していた場合はその都道府県のも参照しながら、市町村の地域に合ったものを策定しな さいというか、策定するようになっております。これは、交付金を受けるためには、そういったもの を作成しないと土俵に上がれないというようなことでございます。

そうしたことから、今度のこの人口ビジョンにつきましては、将来を見据えた人口の東京一極集中、 それから人口減少に歯止めをかける、そういったことに対する地方のほうの人口の現状、今後の推移、 そういったものを、予想したものを策定すると。そして、あと地域に人を呼ぶ、また仕事をつくる、 町をつくる、そういったことで、地域に合ったそういった具体的な戦略を策定するものでございます。 それから、まち・ひと・しごとは、今現在、まち・ひと・しごと創生本部ということで庁舎内で立ち上げておりますが、今後、国が示しております官学産、それから金、そういった方々で作成するものでございますが、メンバーといたしましては、議会の方、それから事業者、これは商工会、漁業、農業の団体の方、それから鹿児島県、あと教育関係、大学の先生とか、あと金融機関、それから県の振興局、それから一般市民の方々、そういった方々で構成するものでございまして、姶良市のまち・ひと・しごとの戦略を策定していくということになります。以上です。

### **〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君)** お答えをいたします。

プレミアム商品券につきましては、国が示したものかというような内容のお尋ねでございましたけれども、一応、今回の商品券につきましては、いわゆる消費喚起、生活支援というような形でございまして、確かに国がそれにプレミアムをつけた商品券というものを例示をされました。市としましては、その商品券の使途といいますか、どういった内容のものができ得るのかというような意味において、食事券だったり、食事だったり、温泉だったりとか、タクシーの利用とか、いろいろその商品券の種類といいますか、そういったものを検討したわけでございますけれども、結果的に現在、本年度も、今提案してるものとは別でございますけれども、商品券の発行をしているわけなんですが、対象取り扱い店舗としまして、姶良市922店舗が対象となっておりまして、その中にそれらのさまざまな、例えば温泉だったりとか、タクシーだったりとかいうようなものは店舗として入っておりまして、包含できるというような判断をしまして、いわゆるプレミアム商品券という形で発行していこうというようなことになったところでございます。

○7番(神村次郎君) 繰越しの問題ですが、財政法の14条に「年度内に終わらないものについては繰越しはできる」という判断ですが、もうご存じやと思うんですが、この解釈は、6月ごろ起業をして、事業を始めて、用事で仕事が終わらないか、いろんな事故があって終わらない。そういうときに繰越しの措置がされるんですよね。今、課長がやあったのは拡大解釈ですよ。その財政のプロの方々ですから、そういう判断が正しいのかもしれません。私は正しくないと思っています。市としてどういう判断をするのかちいうのをお答えください。

それから、商品券の関係ですが、今も発行してるんですよね。やっぱりほかのことを検討すべきだったと思いますよ。続けてせんでいいんですよ。ちょっと私がこの理解度は悪いのかもしれませんが、国から来たちいう話ですけれども、そういうことになればこういうことしかないのかもしれませんが、やっぱり、時間がないといえばそれまでですが、ぜひご検討いただきたかったなと思っています。

それから、総合戦略のこの人口ビジョンの問題ですが、県にそれから合ったものをとか、国の考え 方に合ったものをとか、そういうことが言われていますが、具体的には、姶良市としてはどういうこ とを今考えておられるのか、そこをお答えください。

それから、委員会の関係ですが、質問がばらばらになってますが、後先になっていますが、委員会のこの中で意見を聞くわけですが、市民からの広く意見を聞くとかそういったことはされないのか、パブコメとかアンケートとかそういうことはされないのかお聞きをします。

以上です。

### ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

本来なら、議員仰せのとおり、普通の繰越明許費の考え方でしたら、年度当初なりに予算をして、 それから工事等をして、それが何かの理由で翌年度に繰越すと。6号補正で出したものは、実際そういう類いのものです。

ただ、今回お出しするのは、先ほど来ご説明したような形で、国のほうでも平成26年度の予算だということで、早めに、少しでも早く地方にこのアベノミクスの成果を広げないといけないということで、国のほうも、今回のこの2月3日に、地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策のための予算を成立さしたと。私たち、この本市、姶良市におきましても同様な形で、それぞれの予算で約2億3,000万ものこうした予算を立ててこれに対応したいということで、今回お願いしたところでございます。

明許繰越については、確かに会計年度独立の法則の例外規定になっておりますけれども、解釈上につきましては、予算の繰越しとか、そういった契約じゃないものについても実際認められているということもございます。それぞれの考え方の中で、先ほど申し上げた、国があらかじめ国会の中で議決をしたんだと。そのことが一番国として、日本政府として出した予算に対してその有効活用を図るということで、今回私たち姶良市も同じような形で、それを受けて予算を計上したところでございます。以上でございます。

# **〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君)** お答えを申し上げます。

プレミアム商品券の発行につきましては、先ほども内容について少々触れたところでございますけれども、本年度も行っておりますが、いわゆる消費喚起、生活支援という趣旨のもとで検討をしたところでございますけれども、この発行を行うことで相応の経済効果が期待できるということで、姶良市として発行を決定をし、今提案をさしていただいているところでございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

#### **○企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

人口ビジョンにつきましては、国のほうは長期ビジョンということで、2060年を視野に入れて、今の人口減少の問題を国民が共有して地方創生に取り組むというようなことで、それに基づいて、市町村においても、その2060年ということには限られませんが、市の展望をつくるようにというような指示でございます。

姶良市の場合、今人口減少といいますか、そういう中にありながら、今回また新聞で報道されましたけれども、県内唯一人口がふえているというような中にありまして、その推計のあり方ということも、ほかの町とはまた変わったあり方、また、姶良市の今の現状を分析する中で進めていくことになるかと思うんですが、今、国が言っているような取り組みといいますか、そういったことは基本計画の中でいい町をつくるためにどうするかということでうたってありまして、特別新たに出てくる事業というようなものも、今までそういった計画の中で進められておりますので、どんな形になるかということはあれなんですが、姶良市の場合はそういった基本計画の中で網羅されているものを、また重点的にどういった取り組みをしていくかというような話になるかと思うんですが、そういった総合計画に位置づけられているものを、またその中から吸い出していくというような形にもなるのかなとも思っております。

また、市民の意見につきましては、この戦略を策定する中で、市民アンケートなり、そういった形

で進めていくことになると思います。これはまた、その推進会議の中で仕様等についても協議をさしてもらっていくことになると思います。

以上です。

**〇7番(神村次郎君)** この財政法の問題は、私は、今課長がおっしゃいましたが、ではないと思っています。繰越しの予算のやっぱり基本的な考え方は、そうではないと思います。

あと、どんな計画をつくっていくのか、今お答えになりましたが、前回のこの総務部長の説明の中でも、総合計画に基づいたものをつくっていくと、そういうお話でしたけれども、そういうことになっていくんだろうと思います。

以上で終わります。

- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。
- ○18番(森川和美君) この補正は、本日賛否をあらわさんないかんという観点から、ほかに同僚議員の方がいろいろ質疑があると思いますが、私はこのプレミアム商品券のことに限ってお尋ねをいたします。

皆さんもお読みになっていらっしゃると思いますが、本日のこの読売新聞に、地域商品券に1,589 億円と、政府は24日、地方創生の実現に向けて自治体を後押しする新たな交付金、総額4,200億円の配分を発表したと。地方創生に関する初の財政支援で、自治体の動きが今後具体化することになる。ただ、全国9割を超える市区町村でプレミアム付商品券を発行することになっておるようだと。地域消費喚起型の64%を占めるのがプレミアム付商品券だ。消費券を買った値段を上回る買い物ができるもので、実際に発行利用されるのは5月、6月になる見通しだと。30都道府県1,709市区町村で計1,589億円分が実施されるということで、このことに読売新聞の論説者は、この発行について「自治体単位の横並びや従来事業の焼き直しも目立つ」と。あるいは、野党側は統一地方選を目前に控えて、交付決定に野党は「選挙目当てのばらまきだ」と。また、ある参議員の有力な方は「とても地域主権か地方創生ではない。金太郎あめのような日本中が同じ顔になる」と語っておるというくだりがあるんですが、そういう観点から、自民党は、この地方創生事業で全国津々浦々まで、隅々まで活性化していくというか、元気になる地域をつくっていきたいということなんですが、そこらあたりは私は若干違和感は感じるんですが、そういうことで、このプレミアム商品券が公平に、そして最大の効果があらわれないといけないという観点から、次の5つのことのお尋ねをいたします。

このプレミアム商品券は、いつから本市は販売を予定しているのか。販売場所はどこどこで何か所ぐらいが計画がなされているのか。この提案要旨の中には、いわゆるワンセットが1,000円券10枚と、プレミアム分の2,000円と理解してるんですが、この1,000円券だけなのか、500円券は考えなかったのかどうかですね。そして、これを購入するには予約制にするのか。ただ、もう何月何日からバーっと売り出しするのかですね。そして、最高セット額は幾らになるのか。昨年度は10万円で10%プレミアムだったんですが、これ、わずか2日間で完売したということなんですけども、私はこれ、あんまり喜んでいないんですよ。なぜかと言うと、特定の方ちいうか、あまり多く行き渡ってないというふうにとったもんですから、これをお尋ねしてるんです。

最初はこれだけですね。

### **〇企画部次長兼商工観光課長(久保博文君)** お答えをいたします。

具体的にいつからということ、当然予定の段階でよろしいでしょうかね。一応、姶良市としましては、7月1日を目途にしております。

それから、場所につきましては、これまでと同様の3地区の商工会の事務所でございます。

それから、1,000円券で、500円券は検討しなかったかということでございますが、最終的に、先ほど申し上げましたように、決定ではないですけれども、現在提案しておりますとおり、1,000円券を12枚を1セットにしまして、それを1万円で販売するという形を考えているところであります。

それから、先行予約はしないのかというようなことでございますけれども、これにつきましては、いわゆる先ほど申し上げましたとおりの販売を考えておりまして、事前の予約受け付けというものにつきましては、現時点におきましては考えておりません。

それから、最高額、1人当たりの購入限度額ということだと理解しますけれども、確かに議員仰せのとおり、本年度までにつきましては、1人当たり10万円が上限でございました。本年の実績を見ますと、それが購入者数は1,350人が購入されておりまして、平均購入額にしますと、7万4,074円を1人当たり平均して購入されてるという計算になります。市としましては、広く行き渡るといいますか、ようなために最高額を下げていただくようにお願いをしているところでございます。

以上でございます。

○18番(森川和美君) 今、7月ごろから販売を開始するということで、商品券は1,000円券のみということですが、これ、あちこちの資料には、500円券を用意したり、あるいは年2回に分けて販売するところやら、予約制にしたりとか、あるいは、中学生3年生以下の子どものいらっしゃるところの世帯には、プラス10で30%プレミアムしたり、3人以上の家庭には1万円券のプラス応援券等を出してるところもあるわけですね。

それと、私がいろいろとお尋ねしたのは、これ、市民満足度調査の中で、104ページに、昨年度の商工課のプレミアム商品券の利用の有無というところがあるんですが、知らなかったという方が30%以上あるんですね。25年度よりは少なくなってますけども、そういったことやら、一般のお年寄りとかあちこちでお話聞く中で、場所があまりにも少なすぎると。遠いと。さらに今回は20%プレミアムですから、相当な申込者が殺到するんじゃないかというふうに思っておるんですが、今の計画では、予定ということでお聞きしてるんですけども、大いに私が提案してるようなことに前向きに検討するというふうに理解してよろしいですか。

○市長(笹山義弘君) まず、この予算のあり方ですけれども、私としては、やはりかねてから歳入確保ということについては心を配っておりますが、そういうことをしたときに、そのあり方がどうであるとしても、姶良市にそれだけの財源が来るということは大変な大きな影響があるということでありまして、金太郎あめのごとく横並びではないかというご指摘もありますが、一方では、隣の町と比較したときに、もしこれが事業実施ができないとなると、それこそ大変な問題になってきますので、そこをまずご理解いただきたいということが一点でございます。

それから、27年度事業とくくられてございますので、換金まで全部終わらないといけないということでありますので、そうしますと、商品券を発行して、それが買い物をして、事業者がそれを商工会

に持ち込んで換金が完了して、それを締めて、それを報告しなければならないという後ろが決まって おりますので、そういう関係で、大変時間がありそうでない事業でもあるということでございます。

したがいまして、議員ご指摘の今のことにつきましては、市の商工会にこの業務をお願いするということになってきますので、その中でより広く、より効果的にお配りできる方法はどういうのがあるかということは、今後しっかり詰めていきたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

# ○18番(森川和美君) 前向きに検討していただきたいと思うんですが。

最後なんですが、この1,000円券を使用したときに端数が出た場合は、これ、返ってくるんですかね。

### ○企画部次長兼商工観光課長(久保博文君) お答えをいたします。

今のは、例えば、800円のものを買ったら200円返ってくるかというようなご質問でございますけれども、それについては返ってきませんので、商品券は使えないと。現金でそのまま払っていただく。1,200円だったら、1枚使って200円を足すというような形になろうかと思います。

## ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。

## **〇22番(上村 親君)** それでは、今回の補正について2つほど質問いたします。

まず、予算書の8ページなんですけれども、校区コミュニティ協議会支援事業の中で、今回、校区コミュニティ協議会運営補助金2,362万4,000円。前回よりも550万は上乗せがしてあると思うんですが、前回の3月23日に、全協の審査の途中で説明をしていただきました金額、率、これが若干変わってくるのかどうか説明を求めます。

それから、もう一点、開けて10ページなんですけども、不妊治療費助成事業が450万当初から今度730万、280万の補正になっているんですけれども、これについても、先般の委員長報告の中では、年間10万円の5年間だったですかね。記憶、たしかしてると思うんですけれども、この金額の数字が変わるのか、年度が変わるのか、あとは単年度なのかどうか、以上3点お願いいたします。

# **〇企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

金額の差が出ている点でございますが、当初予算におきましては、コミュニティ運営補助金を今までの制度で支給した場合と、今回新たな制度といいますか、基本割りと世帯割り、そういったものでしたときに、新制度でした場合の今までの分にふえた分を3年間の経過措置としまして、ふえた分を満額1年目からじゃなくて、3年間で100%にするというような手順を踏んでたものですから、今回この交付金対応ということで、旧制度から今度の制度でふえた分をそのままもう初年度から補助金を出すということで、そこの差額の分でございます。

以上でございます。

#### 〇市民生活部長(仮屋隆夫君) お答えします。

不妊治療については、当初450万、制度的には限度が10万円ということで、おおよそ45人分の予算

措置をしておりますけれども、これまで実績を見ますと年々ふえておりまして、その都度補正対応をしてるということでございます。今回については730万ということで、73名の分で最高限度10万円ということで、金額については、制度の内容については変わりません。対象をふやしたということでございます。

それから、年度につきましては、5か年分を想定しまして、5年分の予算を確保してるということで認識をしております。

以上です。

**O22番(上村 親君)** 先ほど企画部長が説明されたんですけど、どうも何か私の認識不足か、理解がちょっとできないんですけども、旧制度、新制度というのが部長の言葉から出てきたんですけども、そこをちょっと詳しく答弁をお願いしたいんですが。

#### 〇企画部長(川原卓郎君) お答えいたします。

従来、補助金につきましては、今まで各地域でいろいろなところから分野ごとに出ていた分を、今回コミュニティ協議会を設立するに当たって、1校区当たりの基本割り60万円と、あと世帯割りということで新しい制度で算出した場合に、従来の分と今回の分で差額が生じているわけですね。差額というのがほとんどの校区にあって、増額になっていたわけなんですが、それを当初予算におきましては、その差額を100%じゃなくて、3年間の経過措置でふえた分を3年間で100%にもっていくということで、例えば、100万円ふえた分を当初予算では30万分しか出してなかったんですが、交付金対象ということで、それを全額今回は申請したということでございます。

以上です。

# O22番(上村 親君) わかりました。

**○8番(田口幸一君)** この7ページの土地建物市有地売り払い収入というのは、同僚議員の質疑で、場所は松原分譲地の一部だということがわかりましたが、これ、普通財産になっているかと思うんですが、坪単価も大分下がっていると思うんですが、坪単価は幾らですか。

それから、8ページです。この校区コミュニティのところで、この事務補助者賃金1,513万7,000 円計上してありますけど、先ほどからのあれでプレミアム商品券は平成27年の4月1日から発行するちいうことで、ほとんどが繰越明許になっているかと思うんですが、もう今年度もきょう議決になれば、あと6日しか残っておりませんよね。この事務補助者賃金も今年度中のこの6日間で執行できるのかな。27年度になってから繰越明許で執行されると思うんですが、そこで先ほどもお尋ねしましたように、この1,513万7,000円は何人分で、これは27年度中に消化するわけですね。平成27年。だから、1,513万7,000円は何人分で何か月分を計上されたのか。

それから、同僚議員が質疑されましたが、この校区コミュニティ運営協議会補助金2,362万4,000 円。各校区コミュニティに、コミュニティも大きなところ、小さなところがあるかと思います。17あ るんですかね。間違っておったら、また教えてください。にどのような割合で運営補助をするのか。

それから、11ページ、就農奨励金1人20万円、営農奨励金に1人5万円となっておりますが、これは950万円計上してあります。これも繰越明許になるかと思うんですが、就農奨励金、営農奨励金そ

れぞれ何人分か、そこを説明してください。

## ○総務部次長兼財政課長(恒見良一君) お答えいたします。

土地の売り払い収入というのを坪単価ってことでご質問いただいたわけなんですけれども、先ほども答弁しましたように、松原分譲地の9区画分がこの中に含まれております。平均で坪単価約13万7,000円でございます。

以上でございます。

#### **○企画部長(川原卓郎君)** お答えいたします。

事務補助者賃金の件でございますが、これは支援員のことでございまして、17校区各校区に1人ずつということで、17人分です。それで、月数にしては12か月分でございます。

それから、執行につきましては、これは、校区コミュニティ協議会が設立されまして、それからの支払いといいますか、なりますので、4月から始まるところにつきましては4月から、一斉には始まりませんので、始まった時点から支援員のほうに支払うということで、上限12か月ということでございます。

それから、補助金の内訳でございますが、これは、各校区それぞれ規模が違うわけなんですけれども、一律に60万円支払います。それと、あと基本割で60万円、それと世帯割りということで、各校区の世帯数に100円を掛けた数字でありますので、それぞれ違うということになります。 以上です。

- 〇農林水産部長(安藤政司君) 新規就農者就農奨励金ですが、就農奨励金につきましては4戸、営農 奨励金につきましては、1人就農が5人、夫婦就農が6世帯ということで、戸数的には11戸を見込ん でおります。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。
- **〇3番(新福愛子君)** 9ページの民生費、10ページの衛生費について質疑いたします。

9ページの子育てガイドブックということですけれども、この子育てガイドブックは、子どもの対象年齢を何歳ぐらいまでと考えて作成されるものなのか。これ、何名分を見込んでおられるのか、想定されていらっしゃるのか。配布の方法と配布の時期はどのように考えておられますでしょうか。

あと、衛生費のほうですけれども、妊産婦の妊婦歯科健診事業ということですけれども、これは何名分を考えておられて、その内容なんですけれども、歯科健診の何かチケットみたいなのを配布されて、個々にかかりつけのところに行っていただく方法なのか、集団健診なのか。

乳幼児のほうですけれども、子どもの発達相談をということになっておりますけれども、今非常に 
ふえております発達障がいの早期発見につながるような検診のための予算計上になっているのか、以 
上、お尋ねいたします。

**○福祉部長(脇田満穂君)** 民生費の関係について答弁をさせていただきます。

まず、冊数的には7,500冊程度を考えております。入札によって冊数ができればふえたものに越し

たことはないとは考えておりますが、一応7,500冊を目安にしております。

それから、対象年齢ですけれども、一応未就学児ということで、ゼロ歳から未就学児を対象に配布 を考えております。

あと、配布時期でございますが、一応原案といいましょうか、今こういうものをということで、ページやら一応想定はしておりますので、その想定が出そろって、この4月いろんな制度が出そろいますので、それをもとになりますから、早ければ5月、6月のころになろうかなというふうに考えております。

以上でございます。

# **〇市民生活部長(仮屋隆夫君)** お答えいたします。

まず、妊産婦の歯科健診でございますけれども、対象者の考え方につきましては、母子手帳交付が 大体660人程度ですので、それの受診率を約30%、これは近隣の自治体の実績等を勘案しまして30% でできますと、約198人の方を対象に、1件当たり3,000円で歯科医師のほうへ委託をしまして、歯科 医師のほうへ出向いていって受けていただくということで、母子手帳交付時に受診票の交付をいたしまして、それを利用していただくという考え方でございます。

それから、乳幼児の発達障がいの件ですけれども、これまでは、発達障がいにつきましては相談がありますと、保健師等がそれぞれの専門の機関とかそういうところに案内をするというような形だったんですけれども、今回の場合は、専門の臨床心理士、これを1歳6か月健診と3か月健診時に常時配置をしまして、そこで専門家による専門的な指導をするということで、将来的な障がい児を防ぐというような、専門性のある相談にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

- ○3番(新福愛子君) 議長、1点、子育てガイドブックの配布方法をちょっとお聞かせ……。
- **〇福祉部長(脇田満穂君)** 申しわけございません。答弁漏れがございました。

配布先ですけれども、先ほどの妊産婦の健診等もございますし、あと母子の保健の手帳の交付時期も配布したいと思っております。あと乳幼児健診時、それと、あと転入者の窓口、あと現在の保育所、それから認定こども園、幼稚園等にも配布、そして現在のつどいの広場とか、図書館等の公共施設等の部分でも配布をしたいというふうに考えております。もちろん各総合支所の窓口にも、残部として置きたいと考えております。

以上でございます。

- ○3番(新福愛子君) ガイドブックで再質疑をさせていただきますが、ということは、とりに行かないと、申請しないとというか、いただけない。ダブるということは、2冊も3冊もいただかれる方いらっしゃらないにしても、行き届かない可能性もあるんですかね。例えば、こんにちは赤ちゃん事業などで訪問時にとか、どこにきちんと配布されたかというようなチェックができられるものなのか、その1点だけお尋ねいたします。
- **〇福祉部長(脇田満穂君)** その配布の方法といいますか、どうしても窓口に置く、もしくはそういう

健診時に、健診のたしか6か月健診とかそういう決まった健診のときには、幾つか持っていっていただけるようにしていただければありがたいんですけれども、ともかく、まず出産の時点で母子手帳を受けられれば、その時点で配布ができますし、全戸配布というような形にはちょっと無理があるかなと。そういう意味でたしか年齢を最初聞かれたのかなという思いもあるんですけれども、一応その0歳から5歳がメインにはなっておりますが、中身につきましては、児童クラブやらそういう利用ができるような、ですから、小学生以降でしたら、どこかでご利用できるような冊子になってるというふうに考え方を持っております。

以上でございます。

- ○3番(新福愛子君) 結構です。
- ○議長(湯之原一郎君) ほかに質疑ありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) これで質疑を終わります。
- **〇議長(湯之原一郎君)** ここでお諮りします。

議案第44号と議案第45号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと 思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。したがって、議案第44号と議案第45号は委員会付託を 省略することに決定しました。
- **○議長(湯之原一郎君)** これから議案第44号について討論を行います。討論はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。
- **○議長(湯之原一郎君)** これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

- 〇議長(湯之原一郎君) 起立全員です。議案第44号 姶良市中山教育振興基金条例の一部を改正する 条例の件は、原案のとおり可決されました。
- ○議長(湯之原一郎君) 次に、議案第45号について討論を行います。討論はありませんか。 まず、原案に反対者の討論を許します。
- ○14番(堀 広子君) 議案第45号について、反対の立場で討論を行います。

安倍政権は、地方創生を掲げた5か年計画である総合戦略と人口の将来展望を示す長期ビジョンを 決定いたしました。これに先行する形で、今回の地域消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の交付 金事業が行われます。国の指導で予算の組み方等で問題がありますが、今回の補正予算で計画されて いる支援事業は、地域の消費喚起と活性化の点では有効であるとは考えます。

しかし、総合戦略策定事業の目的が、国の長期ビジョンと総合戦略、つまり地方創生を踏まえて策定するとの点で、地域活性化及び住民生活支援にそぐわないものであることから、反対するものであります。

そもそも地方創生には、幾つもの大きな問題があります。安倍政権は、成長の主役は地方と言いながら、住民の暮らしや経済を根底から破壊する政策を同時に進行させていることであります。農業や地場産業をはじめ、地域経済を壊すTPPを推進し、労働者派遣法の改悪など、低賃金の不安定雇用を拡大しようとしています。安定した雇用がなければ、地方維持も、安心して子どもを産み育てることもできません。

東京一極集中の是正という一方で、社会資本整備重点計画、国土のグランドデザイン2050、国家戦略特区など、都市への集中を促進する計画を進めていることも問題です。

また、地方創生法に基づく国の総合戦略に、生活サービスは需要と供給のバランスを見て行うことなど、生活支援の抑制につながるものや、国保の都道府県広域化などの社会保障の削減が書き込まれていることも問題です。地方自治体については、コンパクトシティ、地方中核都市構想、公立小中学校の適正規模化など、自治体間の連携、共同の名のもとに、地方自治体の縮小、解体の方向がはっきりと示されております。

こうした地方切り捨ての先には、さらなる市町村の再編と道州制が狙われております。長期ビジョンでは、人口減少に対し、効率的かつ包括的な社会システムを構築するとしております。道州制は、国の仕事、外交、軍事などに限定し、社会保障や教育などを守る国の責任を投げ捨てる国家制度の大改編計画です。市町村は再編され、住民から一層遠くなり、住民サービスも危うくなるなど、地方自治の変質、破壊そのものです。全国町村会や全国町村議会議長会も断固反対をしております。地域活性化に取り組む自治体を応援し、財源を保証して地方自治の拡充を図るなど、住民の立場に立った地方再生こそ求められていることを申し述べ、反対の討論といたします。

- ○議長(湯之原一郎君) 次に、原案に賛成者の討論を許します。
- **○4番(竹下日出志君)** 議案第45号 平成26年度姶良市一般会計補正予算(第7号)について賛成討論いたします。

国の26年度補正予算に盛り込まれました地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金については、地方創生先行型と地域消費喚起生活支援型の2種類があり、先月10日に、内閣府地方創生室から交付金にかかる実施計画の作成及び提出の依頼がありました。本市では、地域の商店街などでお得に買い物ができる消費喚起プレミアム割り増し金付商品券発行事業として、プレミアム率20%、1,000円券12枚つづり、6万8,000セットの発行に向け、商工振興費に1億5,148万9,000円が計上されております。

地域の消費喚起の役割が期待されるプレミアム付商品券の発売が、先日3月20日、鳥取市で始まりました。市レベルでは全国に先駆けて実施されたもので、市民や商店街などから喜びの声が上がっています。今後、地域経済に春を呼ぶ起爆剤として各地で発行される予定であります。鳥取市商店街振興組合理事長は、今回は前回よりも割り増し率が上がり、取り扱い店も100以上ふえていることから、消費者の感心もこれまでより高く、多くの購入予約をいただいています。20%の割り増しがある商品

券を使えるということは、店舗にとって大きな競争力を得ることになります。商品券の発行をチャンスと捉え、店側の努力と組み合わせることで、地域経済活性化のきっかけにしていきたいと述べられております。

政府は、昨日24日、経済対策と地方創生を目的に2014年度補正予算に盛り込んだ、自治体向けの地域住民生活等緊急交付金の配分を発表しました。このうち、地域消費喚起生活支援型2,500億円の対象事業は、プレミアム付商品券が多く、全国1,788自治体の97%に当たる1,739自治体、1,709の市区町村と30の都道府県が計画しております。商品券は1万2,000円分を1万円で購入できるなど、1割から3割のプレミアム率をつけているものが中心です。各地域での販売は、5月から6月にかけて本格化する見通しであると発表がありました。

始良市は、3月23日、市政5周年を迎えまして、プレミアム商品券を発行の予定であります。商品 券購入者から喜びの声が多く聞かれることを期待しまして、議案第45号 平成26年度姶良市一般会計 補正予算(第7号)についての賛成討論といたします。

○議長(湯之原一郎君) 原案に反対者の討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- ○議長(湯之原一郎君) これで討論を終わります。
- **〇議長(湯之原一郎君)** これから採決します。この採決は起立によって行います。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

「賛成者起立〕

- 〇議長(湯之原一郎君) 起立多数です。議案第45号 平成26年度姶良市一般会計補正予算(第7号) は、原案のとおり可決されました。
- 〇議長 (湯之原一郎君)

日程第20、常任委員会の閉会中の特定事件(所管事務)の調査の件

及び

日程第21、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

を一括議題とします。

- O議長(湯之原一郎君) 各常任委員長と議会運営委員長より、お手元に配付しました継続調査事件一覧表のとおり申し出がありました。
- ○議長(湯之原一郎君) お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(湯之原一郎君)** 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

- 〇議長(湯之原一郎君) 日程第22、議員の派遣についてを議題とします。
- 〇議長(湯之原一郎君) 議員の派遣について、会議規則第167条第2項の規定によって、議員研修等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。
- ○議長(湯之原一郎君) お諮りします。

議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(湯之原一郎君)** 異議なしと認めます。議員研修等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり議員を派遣することに決定しました。
- 〇議長(湯之原一郎君) お諮りします。

本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(湯之原一郎君)** 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に一任することに決定しました。
- ○議長(湯之原一郎君) これで、本日の議事日程は全部終了しました。 したがって、本日の会議を閉じ、平成27年第1回姶良市議会定例会を閉会します。 (午後3時50分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

姶良市議会議長

姶良市議会議員

姶良市議会議員